

第百七十一回国
会
参議院經濟産業委員会會議録第二十三号

平成二十一年七月七日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

七月二日

辞任

武内 則男君

補欠選任

直嶋 正行君

七月六日

辞任

松田 岩夫君
松 あきら君

補欠選任

丸川 珠代君
風間 昶君

七月七日

辞任

松村 祥史君

補欠選任

佐藤 信秋君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

国務大臣

副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局長

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房地域活性化統合事務局次長

経済産業省商務情報政策局長

中小企業庁長官

中小企業庁経営支援部長

国土交通大臣官房審議官

近藤 賢二君

長谷川榮一君

数井 寛君

佐々木 基君

酒匂 宗二君

谷合 正明君

高市 早苗君

二階 俊博君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

松下 新平君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(櫻井充君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、武内則男君、松田岩夫君及び松あきら君が委員を辞任され、その補欠として直嶋正行君、丸川珠代君及び風間昶君が選任されました。

○委員長(櫻井充君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、済みません、お静かに願います。お静かに願います。本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房地域活性化統合事務局次長酒匂宗二君外四名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻井充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(櫻井充君) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○増子輝彦君 おはようございます。

ただいま提案となっております商店街活性化法について質問させていただきますと思います。民主党の増子輝彦でございます。

物をされるということ、どちらが一番大臣のお買物としては多い機会なんでしょうか。

○国務大臣(二階俊博君) 今度のこの法案を御審議いただくことによって、我々もしっかり勉強しなきゃなりませんし、与野党の議員各位にも改めて商店街ということに対してお感じいただく。私は、今経済産業省の幹部に申し渡しておるところであります、商店街なんかを指導するという役人言葉が普通は平生慣れつことになっておるわけですから、商店街の人の方が商売のことでは進んでいきますよと、こっちが習いに行くというぐらひの謙虚な気持ちを持って一緒にやっついていかなきゃいけない、そんなことを話し合っておるところであります。

今先生の御質問では、意識としては地元の商店街で購入したいというふうに思っております。しかし、我々は、先生も御承知のとおり、日常生活は夜遅く家にたどり着いて朝早く商店街が開まっているところに出てくるような生活でございますから、何もかも商店街でいろうなことを買いためるというところも事実上困難であります、平均、私は田舎の出身でありますから、デパートなどというものは縁が遠いものであります、我々ではできるだけそこらで、気が付いたところで簡単に購入するということであって、増子先生のように緻密な頭で、何%はどこで買って何%はどこで買ってというふうな、そんなことを意識して買ったことはありませんが、逆に言ってみますと、商店街の皆さんのやっぱ相当の努力というものは、これは必要だと。ただ店開いて待ってれば客が来るといようなものではなくて、そういうことに対してやっぱ我々も勉強しなきゃいけないが、全国一万三千の商店街の皆さんが、この法案の成立を見た場合に、先生方の御協力、御努力、そうし

たことも十分念頭に入れていただいて、みんなで商店街を盛り上げるということに対して努力をする。しかし、第一義的には商店主である皆さんがその気になってやっぱり奮起することが大事であるというふうに思っております。

○増子輝彦君 大臣、微に入り細に入りありがとうございます。

今の、大臣からお話があったとおり、夜遅く帰って朝早く出してしまうというような生活スタイル、これは政治家に限らず、日本の生活スタイルが大分変わってきただけだと思います。

実は私も、かつて、今から三十数年前、地元郡山市に都市型百貨店が進出するときに猛烈な運動をやりました。当時、大型出店反対の大変な急先鋒の組織として近代協という組織がございました。私は、地元の近代協の代表という立場で都市型百貨店進出を阻止するための大運動を展開しました。当時、渡辺先生、通産政務次官でおられて、陳情に行ったこともございますが、

そういう中で、大型店出店という時代の流れの中で地方商店街は壊滅的な打撃を受けるだろうというところの中で、しかし、反対だけしては駄目だと、それに併せて自助努力をすることが極めて大事だということで、その反対運動の中で大きな柱として、私たちは、地元商店街が自助努力をすることによって、どういう商店街づくりをしてお客様のニーズにこたえることができるのかというような努力をしていくべきだということを併せて実はずっとこの商店街活動にかかわってまいりました。

しかし、残念ながら、今地方の商店街は非常に深刻な状況にあるわけでありまして。先ほどの生活スタイルが変わったということを見ても、例えばコンビニエンスストア、非常に便利です、名前のとおりです。夜遅く、二十四時間営業をやっているところについて駆け込みたくなる、もちろん朝もそうでありまして。商店街は逆に、一番稼ぎどきである日曜日にシャッターを閉めている商店街が今地方では圧倒的に多いんですね、お

客が来ないというような状況でありますから。むしろ日曜日は郊外のショッピングセンターとか中心市街地の特定のお店に行くというような状況の中で、極めて深刻な状況にあると。

大店法の問題を含めて、こづつと長い間、日本の商店街の在り方ということについては、中小小売商業振興法が制定されて、あるいは中心市街地活性化法が制定され、まちづくり三法等を含めて極めて制度的にも変遷を遂げてまいりましたけれども、しかし、そういう制度が常に変わってきたとしても、結局、商店街というものの存在というのが極めて私は脆弱になってしまつて後継者の問題を含めて本当に深刻な状況であるということ。しかれば、今まで国がやってきた商店街対策ということが本当にどのような効果があったのかと。これ、なかったとは言いません。しかし、的確にその時代の変化に合わせ、商店街が本当に活性化しながら昔のようにならざるを得るような商店街に今なっているかといえば、私はむしろ逆の方向に行つてしまつていっているだろうと。何千台も持つ郊外のショッピングセンターに対抗するための対策を講ずることは、特に中心市街地を中心とした小さな地域の商店街でもできないわけであり

ます。

ですから、今回のこの活性化法案を出すことによって一体どういう効果があるのだろうか、あるいは今まで商店街対策においてどういう対策の効果があつたのか、このところをもう一度検証する必要があるのではないだろうか、そんな私は思いを持っております。この新しい法律を今回出すことによってどういう効果が求められて、望まれているのか、あるいはどういう効果を出すのか、あわせて今日までの国のその政策というものがどのような役割を果たしてきたのか、この点について御見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(二階俊博君) 小売業の最近の競争の激化、またインターネットを通じて小売業の出現など、商店街を取り巻く環境というものは厳しさを増しておることは事実であります。

一方で、各地の地域住民や自治体からは、商店街でなければならぬ、それぞれの地域の特徴を生かした地域に密着した商店街特有の役割を期待することは大変大きいわけでありまして。例えば、高齢者や子育ての支援など地域への貢献、お祭りや郷土芸能、地域の特産品づくり、また地域の伝統や歴史に根差したそれぞれの特徴を生かした魅力を発信する取組の担い手の役割などが期待をされておるわけでありまして、いったん事をききに、災害に対してどう対応していくかというように、地域に密着した皆さんの協力がどれほど大きいかということも少し考えてみれば分かることであるから、我々は、今後も商店街に大いなる期待を寄せながら商店街を激励してまいりたいと思つております。

商店街が地域のニーズにこたえて、地域コミュニティの担い手という大きな役割を發揮していただく。地域の活性化にもつながるような取組を促すことが商店街対策としては極めて重要なことだという認識を持っております。

商店街の取組を補助金や融資や税制措置、なかなかこれだけでは追いつきませんが、人材の育成を含めて、今申し上げました措置に対して、この一万三千の商店街の皆さんに対して思い切った対策を講じておるところであります。今後とも、商店街自身に我々の側も入り込んで、商店街の皆さんとともに問題点を共有しながら更なる対策を考えていきたいと思つておりますが、やはり世の中は商店街の振興ということよりも、正直に申し上げて、安くていい品物を買いたいという消費者の意識があることも事実でありますから、それを全く無視するわけにもまいりません。

そこからいいますと、商店街の皆さんの仕入れの問題等についても我々もできるだけ勉強して、何らかの便宜を図っていく支援をすることができないか、検討しているところであります。

○増子輝彦君 今大臣の御答弁の中に極めて重要な事は話がございます。商店街でなければならぬ

ないものは何か。私は、ここがすごく重要だと思うんですね。

今、高齢者の皆さんに対する問題とか、お祭り、イベント等々を含めて、その地域でやっていく伝統的な行事も含めてということもありましたけれども、実は私は大型店出店反対をやつてきたときに、一つには、中心市街地の商店街と郊外の実

私が大変尊敬していたある百貨店の社長はこ

いう言い方を常にしておりました。増子さん、郊外に三千台の駐車場を持つてお客さんをお呼びというスーパー、いわゆる巨大スーパーの商店街やその周辺のこともあるだろうけれども、中心市街地の一番のポイントは何かというと、歩いて来れること、自転車でも来れること、そしてタクシーで乗り込んで来れること、周辺の駅の近くの電車でも乗り継いで来れること。いわゆる車万能的な実は商店街というものは中心市街地ではおのずから限界があるんだと。だから、実はその中心市街地の商店街が本当にお客様に、あるいは消費者に、地域住民の皆さんにどういう商店街づくりをしてほしいかということを常に私たちは把握をしていかなければいけないんだということをよく口を酸っぱく私は言われたことを聞いておりました。

その商店街は福島県で一番と言われた商店街でありまして、いち早く高度化資金を使つて、当時、今からやつぱり四十年前近く前に三百台ぐらいの実駐車を造つたんです。そういう形の中で大変なにぎわいを実現していたんですけれども、やつぱり時代の波に流されて、結果的には新しい百貨店を建てた、百数十億の投資はしましたが、残念ながら最終的には産業再生機構法のお世話になって、今再生をして頑張っているところなんです。その商店街の通りは約百数十の店舗が並んでおりますが、このうちの八割は実はテナントなんです。地域に由来から密着をやって、商売をされていた方は、そこではもう商売をやつていない。もうその場所を貸してテナントとして賃料をもらつて、自分たちは郊外に住んで

いるというような形態の実態は商店街になってしまった。これは中心市街地ですから、テナントが来てくれるだけまいいと思わざるを得ません。ところが、一歩地域を外れたらば、もう本場にシャッター通りと言われるほどお店はまずほとんどどんなになくなっているんです。

商店街というのは、昔から一つの地域、道路ができればその周辺に小売店舗がいっぱい集まってきた。そこでその地域のきずなをつくり、先ほど大臣がおっしゃったとおり、お祭りをやり、イベントをやり、人と人のつながりがその地域で大きなものになっていって地域が発展をしていった。まさにコミュニティとしての役割を大いに果たしてきた。ところが、中心市街地から一歩外れた商店街はそんなことはもうできない状況になってしまったんですね。お客さんがまず来ない、そして後継者はいない、売上げももちろん落ち込んでもう商売やれない、しかしここから逃げるわけにはいかないということで取りあえず閉めていく。閉めて、シャッター通りの商店街の店舗にしておくよりはといて、そこを、土地を実は店舗を取り払って駐車場に変えていくというような形。ですから、結構小さな駐車場がいっぱい出てきているということもこれ現実なんです。

ですから、私は、やっぱり大型ショッピングセンターと対抗する中心市街地や地域の商店街というものの、地域振興のことを含めて、一体これから商店街がどういう方向であるべきなのか。また、それは同時に、今まで商店街対策というものがどういう形で行われてきたのかということをもう一度根っこから考えていかないと、大変失礼な話ですが、今回のこの活性化法案を出したからといって、いきなりもちろん大臣も中小企業庁もすぐに商店街が活性化されるとは思ってはいないんでしようけれども、私は、民主党の部門会議の中で大きな議論となったのは、先ほど大臣もおっしゃったとおり、一万三千件あると言われている商店街、これを全部生かすのか、あるいはその中から選択と集中をして、多少なりともそれは落ちこぼれて

いくことは仕方がないと、その中で幾つぐらいの商店街を残して実は国が応援をしていくのかという考え方、一体どこに考え方を持っていくのかということとは、私はこれからの商店街の在り方ということについては極めて重要な課題だと思っているんです。一万三千件を全部活性化させて救うという考え方の基本でいくのか、多少それは、一生懸命応援はするけれども、そこから残念ながら外れていってしまつて商店街という形をもう成し得ないようなところも出てきても、それは結果的には仕方がない。

ですから、この財政措置をどういう形でお金を使っていくかということについても、まさに選択と集中という形の中でこれを行っていくのかという方向は、表面き大きな声で言うことはできないのかもしれないが、基本的にそのところをどういう考え方で大臣、これからお進めになっていくのかということ、本当に重要だと思つてます。我々の経産部門会議の中ではここが非常に重要な実は考え方の中心だったんです。この辺のところを大臣の御見解をお聞かせいただければ有り難いと思います。

○国務大臣(二階俊博君) 今お尋ねにありましたように一万三千ある全国の商店街、私は、この中から相当数の商店街を模範として、それに全国各地において自分たちのお住まい、自分たちの御商売をやっておられる地域から比較的手の届くような地域の商店街を模範としてみんなが頑張つていただく、そのことに我々も支援をさせていたかどうかというふうなことを考えてみました、がんばる商店街七十七というのを選んだことは皆さんも御承知のとおりであります、なぜ七十七になったかと、これが模範の商店街ですよと言えるのがやっぱりよくやく七十七ぐらいしかなかったわけです。これは事実です。

私は大変残念に思つたんですが、やむを得ないと。みんなが模範的な商店街だと思つて見に行つたら、何だ、こんな程度のものならば、うちの商店街の方がずっと上じゃないかと思うようなこと

でもいけませんので、それじゃ七十七でいいこうと。そうしますと、今度もまた七十七を選んだわけがあります、私も、こうした中から、何が問題点か、どこに問題が潜んでおるのか、どれを改革すれば、どの点に改良を加えればうまくいけるのかということを考えて、いろいろなこと、模範をしておるというのが事実であります。もとより、御商売というのは、自由主義の経済で、それぞれ御自身の創意工夫、何時に起きて下で、それぞれ御自身の創意工夫、何時に起きて店を開こうか、何時にお休みになろうか、土曜、日曜、月曜と三日間休むのも、別にだれに届けをしなきゃいかぬというわけでもない。そういう自由が与えられておるわけでありまして、その中で、やっぱり自らの裁量、判断ということとは、これは極めて大事なことで、一々町役場やあるいは市役所に相談に行くような案件ではないわけでありまして。

しかし、そうかといつて、この商店街は、先ほど議員もお述べになりましたが、私も御答弁で申し上げたとおり、商店街でなければならぬ、商店街が地域に存在することによつてどれほど市民生活あるいは町の皆さんの生活に貢献をしておるかということを考えれば、これまた我々、この商店街というものをもうと活気付けさせるために、今融資をしたり、助成、補助金を出したり、税制の面でも優遇措置を考えてみたり、いろいろなことを今手打で打っているわけですが、なかなか時代の趨勢、時代の流れとともに、今、度々お話にありましたように、大きい都市へ行きますと、三千台も五千台も止まれるような駐車場が存在しておる。それには普通の商店街ではみ込まれてしまふわけでありまして、これらに対して我々は、それぞれの地域の皆さんが創意工夫を凝らし、それを私どもは応援をしながら、どのようにして切り開いていくかということを考えていかなくてはならないと思うんです。

この前、ある町で、外国のスポーツの選手たちが大勢やつてこられて国際的なスポーツイベント

が行われた。選手たち、関係者の皆さんは町に出て買物をされるわけでありまして、商店街あるいはその地域の御商売をやつておられる方は普通の日と同じようなつもりでお店を開けておつたところ、浴衣であるとかあるいはげたであるとか、これが日本だと思つような、そういうお土産物に対してみんなが一生懸命買ひ求めてくれて、改めてその地域全体がびくびくしてよみがえつたようですが、気が付いたときには商品が何もなくなくなつてしまつた。そのときに三倍から五倍仕入れてきておくセンスというか、そういうリーダーも大事ですが、準備がしておれば、五倍も、時には十倍も売上げを伸ばすということができたわけですが、そのときに何の準備もしないかつた。

これは私どもにとつても一つの反省材料だと思いますが、地域の皆さんも、それで一つ賢くなつて、次なるときはどう対応しようかということになるんだと思つてます。

いづれにしても、我々は希望を失わないで、この商店街の皆さんとともに中小企業庁を先頭に頑張つていきたいと思つておりますし、中小企業庁の職員も、商店街の研修会などというのがあれば進んで参加をさせていただくようなことをやろうということをおつておるところであります、我々は、どれが当たるか分かりませんが、どれが成功するか分かりません。しかし、やるだけのことをやってみるという決意で取り組んでみたいと思つております。

○増子輝彦君 大臣、今の、大型店もそうなんです、ましてや小さなお店というのは、できるだけ在庫を抱えないようにしていかんのです。在庫を抱えてこれが売れ残つたら、大変な実は損失になつていきます。ですから、もうオンタイム的に、もうバックヤードにも商品は置かないで、問屋なりメーカーにもう瞬時に商品を入れるような体制を取っているのが今の小売業の現状なんです。ですから、これは売れそう、これは売れないとか、いろんな考えはあるんですが、いづれにしても、リスクを少しでも少なくするために在庫は抱

えないという形が今の一つの在り方なんです。と同時に、夢と希望のあるお店や商店街をつくるというときにどうしても必要なのは、後継者というものがしっかりと育っていかなければいけないんです。

今、それぞれのお店やいろんな、自分で商売を頑張っている方々が、毎日、お店を開けた後、食事をしながら、いや、この商売は大変だな、もうこんなことはやっていたらいいなと、ぼやき、口説きながらお父さんが晩酌をしながら、息子がそれにお付き合いをしているという、やっぱりこの商売は良くないんだというふうに思う若い人たちが、子供のときからそういう親の愚痴と言っているんですけど、聞かされているために、もう商店を、後を継ぐということはおれはやりたくない、それならもう、地方といえども公務員になつて安定した生活をした方がいいというような人や、東京に行つて仕事をちゃんとしたところに就いた方がいいというふうな人が本当に多いんです。だから、どの商店街でも実は、よく調査をしていたら、どと分かんませんが、若い後継者の数というのは極端に実は少なく、後継者が余りいないというのが現状なんです。

と同時に、私は思うんですが、大都会と地方都市の格差という中で、地方と大都会の都市の商店街の格差は極めて大きなものがあります。地方といえども、中心市街地の商店街とその周辺にある商店街とのこれまた格差がいっぱいあるんですね。だから、このところをどういうふうに解消していくかといつても、私はなかなか大変なんだろうな。高齢少子化の中で消費人口もどんどんどんどん減つていつている、あわせて都会にまた人口が集中しつづけるという現状から見ると、特に大都市圏の百貨店を中心とした周辺にあるお店、あるいはちよつと外れてもたくさん消費者人口のいる商店街というのは結構にぎわいがあるということ、まだ大都会の方はいいんですが、地方は本当に深刻な状況なんです。

本の政策の大事なポイント、これは商店街関係のみならず、教育もそうなんです、あるいは農業もそうなんです、全国一律の画一的な政策で全国に網を掛けようという私は政策をつくるという制度設計というのはやっぱり適していないんじゃないだろうか。地域地域に合わせたようなやつぱり政策というのにつくり変えていかないと、全国一律の同じ政策、制度設計では簡単に、私、商店街も教育の格差も農業の問題なんかも含めてそうなんです、やっぱりこのところを変えていかなければいけないという思いを強くずっと持つてきました。そういう意味では、商店街の活性化ということについても、全国一律ではなくて地域に合わせたような私は非常に機能的な政策というものもつくり上げていくことが必要なんだろうな。

その中で、例えば一つ、農商工連携というものがある、これはその一つなのかもしれないけれども、この画一的な政策で全国の商店街を活性化するというお考えを引き続きお持ちになつていくのか、あるいは地域に合わせたようなやはり商店街の活性化というものにもう一度力を入れてみるというお考えがあるのか、この辺についての御見解をお聞かせいただきたいと思っています。

○政府参考人(長谷川榮一君) お答え申し上げます。

先ほど来御指摘ございましたように、商店街は、必ずそこで商店街を利用する、暮らしをされる方々がいらつしやいます。したがって、かつ、商店街の抱える問題というの各地によりまして大変多様でございます。したがって、地域の個性というものを抜きにこの政策は図られませんか。ただ、他方、商店街を支える商店主、それから個々の商店主がチームワークよくその周りに暮らしておられる皆さんのためにどうやって役に立つたらいいか、さらには商店街のあるいは地域の魅力の発信、こういった共通項もございます。そこで、私どもは、国と地方とが力を合わせまして、その個性を発揮しつづ、それでその主人公

に、担い手になつていただいて、暮らしのために役立つということで今回の御提案を申し上げたところでございます。

○増子輝彦君 よく分からないような御答弁でございましたけれども、それはそれとして。

実は、大臣、かつて大店法というものがあつて、大型店出店の規制がございました。その後いろいろな変更で随分制度も変わつてまいりました。地方独自の規制ということが実はある地域では出てまいりました。私どもの福島県では、六千平米以上の出店については規制が掛かつております。

そういう意味で、この六千平米の例えば我が県の事例を一つだけ申し上げますと、これは全国にも多分いろんな形で影響が出てくるんだと思うんですが、いわゆる六千平米で規制をするということになれば、今何千、それこそ五千台、一万台の駐車場を持つ郊外の大型ショッピングセンターはもちろん出なくなつてくるんですが、大きな資本を持つていけるという企業は、逆に五千平米、六千平米以内の五千平米のお店をたくさん実につくつていくことが資本力からいって可能なんです。そうすると、三万平米の売場面積は持たないとかいうことになつても、四千平米、五千平米の店舗をたくさんつくることによつて、それが一体となれば大変な実は規模のお店がつくれるという、資本力の違いというのがそこに出てくるんです。

そうすると、ある大きなスーパー、福島県に来る、あるいは従来からある大型のスーパーがある。六千平米の網が掛かっていますから、それ以上は出店できない。そうすると、五千平米のものをたくさんつくつていくことになると、実は商工会だとか商店街、これ対抗できなくなるんですね。やっぱり大きいものの力の方が勝つということになつてくるんですよ。だから、私はこの六千平米規制というの、一理はあるんだと思うけれども、そういう意味では、資本力のある方々にとっては逆にほかの大型店が来れない分抑止力になつて、それ

で自分の資本力で五千平米、四千平米の店舗をたくさんつくることによつて、それを合計すれば大変な売場面積になつていくことになるので、私は余りこの規制というものは地方自治体で作ることがいいかなものかなという、実は、私自身はですよ、考え方も持つていけるんですけれども、いずれにしてもこの出店規制という問題、これはまさに、今そんなわけにはいかないのかもしれないが、今後一つの考え方として、大きい店舗が特に郊外へ郊外へでも大変な状況にありますので、ひとつ今後考えていく必要もあるのかなという感じがしていることだけを申し上げさせていただきます。

そこで、大臣、実は農商工連携、今一生懸命頑張つて認定をされておられるわけですが、現在百八十五件認定されているというふうに聞いております。ただ、問題は、農商工連携を認定したけれども、ただそれだけでは私はいけないと思つていただいているところなんです、せつかく農産物と商工のウイン・ウインの関係でいい形をつくるという画期的な私はものだ、この法案の審査の中でも私は良かったなと思つているんですが、問題はフォローアップが必要だろうというふうに思つているんです。

先般、去年の秋口だったでしょうか、認定第一号を受けたある商品が日本橋の百貨店の本店の地下でフェアを開きました。私も実はどういふものかなと思つて見に行きましたけれども、結構な盛況でありました。東京を中心とした大型店の、百貨店のデパート地下というのは大変なぎわいでありまして、売場面積、各フロアの中でもデパート地下と言われるところが一番売上げがあつて利益も高いわけですが、私はここに、是非大臣、農商工連携のせつかく認定をしたんですから、そういうところに、デパート地下に、全国の優良な百貨店の中には是非、農商工連携をしたブースをつくつてあげるような私は協力をしていただかないではないのか

など。そこに、認定したものをスポット的ではなくて、ずっとそこにテナント料を、例えば二〇%か二五%か分かりませんが、そこに手数料を払ったとしても、せっかくの農商工連携の認定をされたものがずっと恒常的に私は売場面積を確保できるということならば、もともととやる気の出る農業あるいは農業者が一体となって、我が国の目指す農商工連携が大いなる私は可能性を秘めているのではないのかなというふうに思っているんです。

これは、是非そういう方向での農商工連携をフォローアップという形の中で進めていただきたいというふうにおっしゃっていますが、この件についてどういうお考えをお持ちになっているか、お聞かせ願いたい。

○大臣政務官(谷合正明君) 先生御地元の福島県でも農商工連携と認定された事業が今八つほどあると伺っております。ダチョウの卵を利用した新食感洋菓子の開発等があります。

こうした開発された商品の知名度を上げて、販路を開拓して更に売上げを増やしていくことが特に重要であるというのはいずれも認識をしております。昨年度から全国主要都市でキャンペーンを開始しております。「出会う、ふれあう、地域の魅力キャンペーン」と題しまして、地域産品を対象にした、これは短期間の展示会、販売会でありまされども、開催してまいりました。これ、二千二百の事業者が出店をしております。

また、先般成立した平成二十一年度の補正予算におきましても、大消費地の百貨店、アウトレット等におきまして継続的な販売スペースを確保し、認定事業者を中心とした中小企業者に対して、バイヤーとの商談機会や消費者への商品紹介の機会を提供していく予定としております。

経済産業省といたしましては、先生から御提案いただきましたけれども、今後ともこれらの機会を活用しながら地域産品の販路開拓を積極的に支援してまいりたいと考えております。

○増子輝彦君 農商工連携、是非、更に積極的に

進めていただきたいと思ひます。

今政務官のお話の中でアウトレットの話が出ましたけれども、実はこのアウトレットが非常に地域商店街を圧迫しているという事は御存じでしょうか。私の福島県とか宮城県なんかはもう大変なせめぎ合いをやっているわけでございますが、このアウトレットという規模は大変なものです。だから、そこにまた農商工連携が行くということになる、地域商店街、大変だということに今思っています。

それはそれとして、実はもう一つお聞きしたいことがあります。それは、商店街の活性化は地域活性化政策として総合的に行って初めて効果が出ると思うんですが、しかし、まちづくり三法にしても、大型店規制の法律にしても、経済産業省だけではこれは十分にはいかないと思ひます。

そういう意味では、今後の地域の活性化ということについて、この商店街の活性化ということになれば、関係省庁との横の連携というものが本当にこれから大事になってくると思ひます。そういう意味では、国交省、厚生労働省、農林水産省、内閣府など、いわゆるそれぞれが行っているような商店街事業関係の横の連携というのが私は極めて重要になってくるんだらうと。例えば商店街づくり、まちづくりについても、それぞれの縦割り行政の中で行われているものを、この際むしろ一本化をして、どこか真ん中に中小企業庁がしっかりとそれらをやっていくというふうなこともある意味では今後必要になってくるんだらうと。しかし、現時点で、この各省庁間の横の連携というものをどういう形で取っていくことが重要なのか、その辺の考え方を是非お聞きしたいと思ひます。

○大臣政務官(谷合正明君) 各省庁の横の連携ということとは非常に大事な点であります。そうした横の連携をしっかりと、互いの施策を持ち寄ること効果的な支援が実現可能となっております。そうした具体的な事例も既に生まれております。

関係省庁が商店街の支援に連携して取り組むよ

う、本年三月に商店街の関係省庁連絡会を発足させたところであります。これは八省庁でございます。経済産業省、内閣府、総務省、警察庁、また国交省、厚生労働省、また農水省、そして文部科学省ということで発足したところでございまして、既に会議も開かれております。

今後とも、こうした各省庁が緊密に連携を行いまして、利用者の立場に立った使い勝手の良い商店街関連施策の実施に努めてまいりたいと思ひております。

○増子輝彦君 しっかりとやってほしいと思ひます。次は、商店街活性化事業計画、この法律の認定は経産大臣となっております。これは、先ほどの画一的な政策、制度設計では、私は十分なことはできないのではないだろうかという考えを持っています。この認定に当たりまして、私は、大臣、やっぱり大臣が認定するということよりも、むしろ地域の独自性や商店街の独自性というものをより地域密着の中で出すということからすれば、都道府県若しくは市町村、この基礎自治体がむしろ認可していくということが地方分権の時代にあってもいいのではないかなというふうな気がいたしております。都道府県若しくは市町村がこれらについての認可をするということについて、何かこういう考え方についてはどういう見解をお持ちか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(長谷川榮一君) お答え申し上げます。本法案でございますけれども、商店街の地域コミュニティの担い手としての役割を正面に出して、これを商店街の重要性から国策として位置付けたいというものでございまして、それを実施するために財政上の措置、税制上の措置という、言わば国の財源を重点配分するというところでござい

ましたが、いまして、国の財源の使い方の適切性ということがまず一義的にございまして、経済産

業大臣が認定をするという、こういう案の作りになっておりますけれども、同時に、その地域、各都道府県、市町村自治体で商店街の重要性にかんがみまして様々な計画、政策、支援をしてまいります。本年の二月、この法案を作ります過程でも、知事会の方からこの認定に際しましては都道府県の意見を十分聴取し十分配慮することを法律に明記する、という、そういった申出がございましたので、この案文でもさようにして意見を聴く、そして配慮するということを明記させていただいてるところでございます。

○増子輝彦君 大変重要なことだと私は思っているんです。地方の独自性とか商店街のいろんな考え方をしっかりと打ち出すためには必要だと私は思っていますので、今後ともより進めていただきたいというお願いをしておきます。あわせて、実はこれに関連することなんですが、二十一年四月に設立された全国商店街支援センターというものがございまして。これが人材育成と事業を支援するというようになっておりますけれども、今まで様々なハード面の整備がされてきた。アーケードを新しく直したと、しかし客数がどおんと減ってしまったという事例は全国にたくさんあるんです。ハード面は整備をしたけれども、まさにソフト面がそれに追いついていないというところが今回の法案の一番大事なポイントで、ソフト面に重視をしようというところなんです。

その中でも、先ほど申し上げたとおり、後継者の問題ということが極めて重要であり、それ以外に様々な人材をそれぞれの商店街や地域が確保してそれぞれの活性化につなげていくことが大事だと思ひます。そのときに全国商店街支援センターというものがどういう形の役割を果たすのか、と同時に、これ一か所ですと、当然、東京につくられるんでしょというけれども、これを全国四十七都道府県とどういう連携をして、どういう形で地域とどういったものをしっかりと把握を

して人材育成やソフト面の充実というものにつなげていくのか。これ、よく商工四団体と連携をしてという話が必ず出るんですね。ただ、私は、商工四団体だけではない形がやっぱり今後必要なんだろうと。商工四団体も一生懸命地域のことに頑張っておられますが、若干私は商工四団体の在り方についても今後検討を要することがあるんだろうというふうにも思っていることとございます。これらを合わせて、全国商店街支援センターがどういう役割を果たして全国の四十七都道府県としっかりと連携が取っていくのかどうかということをお聞きをしたいと思っています。

時間がなくなってきましたので、一つ加えて、これ大臣に是非お考えをお聞かせ願いたいと思っておりますが、大臣、また一番最初の話に戻りますが、お買物をされるときにキャッシュで払いますか、カードでお支払することが多いですか。例えばカードで払うとき、領収書、これ何もありませんか、カードのやるあれが付いてくるんですね。印紙は張られていませんよね。キャッシュで買うと、同じものを、例えば大臣が非常に庶民的で十万円ぐらいのスーツをお買いになったときに、カードで買えば、これ印紙税が掛からないですね。しかし、キャッシュでお買いになったときに印紙税が掛かるんですよ。領収書に印紙を張らなきゃいけないんです。

今、圧倒的に買物はインターネットかカードなんです。現金でお買上げされるお客さんで極めて少なくなってきたんですよ。そうすると、この小売業の形態の中で、印紙税の在り方というのが今後の私の一つの税制の課題になってくるかなと。この小売業に対する印紙税というのは決してばかにならない負担になっているということもありますが、販売形態が非常に変わってきたということを含めて、この印紙税についての見解を、質問通告はいたしておりますが、最後にちょっと大臣から御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

答弁を含めると若干時間押しましたが、鈴木議

員から御了解いただいておりますので、その辺よろしくをお願いしたいと思っています。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。御指摘のように、商店街の振興のためには、ソフト事業、大変これ貴重な、重要な観点であるというふうにも考えております。

全国商店街支援センターはいわゆる中小企業関係の四団体、この団体が一致団結いたしまして構成員として設立をしたものでございます。支援センターの事業につきましては、商店街活性化のために様々な課題に対応可能な専門人材を確保いたしまして、民間のノウハウなどを集約し、きめ細かな支援をしていきたいと思っております。

具体的には、店主や商店街リーダーを対象とした人材研修、あるいは長期にわたり派遣し商店街と一緒に活動して活性化を図る専門人材の派遣、あるいは支援の先進的な事例あるいは関係省庁の支援策、こういったものを情報提供するなど、総動員いたしまして、ソフト化の部分についての支援をしたいと思っております。

全国の支援につきましては、先ほど委員からも御指摘ありましたように、構成団体が全国に幅広くネットワークを持つておりますいわゆる中小企業支援の関係の団体でありますので、こちらのネットワークも活用しつつ、そのほか中小企業基盤整備機構でありますとかあるいは関係の自治体、そういったところからも情報を広く収集いたしながら、ニーズを踏まえてソフト面での支援を実行していきたいと。いずれにせよ、きめ細かく商店街の実情を踏まえた支援策を講じていきたいと、このように考えております。

○国務大臣(二階俊博君) 印紙税のことについて今お尋ねでございますが、私も余り十分そうという認識を、日ごろ買物をしても、印紙が張っておるか張っていないかというのを一々、そういう認識は余り持っておりませんが、そういう今お尋ねの件については関係省庁ともよく相談をして、今後どういうふうな対策を講ずるか、特にこの中小商店街の皆さんの頑張りによって、日

本のそういう御商売の中で四割以上、四割五分ぐらいは地域の商店街が占めておるわけでありまして、大変大きな課題でございますので、これは我が省としては中小企業庁を中心に少し勉強させていただきたい、またその上で御回答をいたしたい、こう思います。

○増子輝彦君 終わります。ありがとうございます。

○鈴木陽悦君 久しぶりの質問に立たせていただきました。鈴木陽悦でございます。

私は、買物は、東京にいるときは麹町のスーパーとかお総菜屋さん、小売店に行つてコミュニケーションを図るのが大好きでございますので、そうした形で利用させていただいております。

それから、増子さんの質問の中で、大臣のお口から、新・がんばる商店街、七十七しかなかったんだというお話でちょっとびっくりしたんですけど、実はその中に秋田県の大館市、この商店街のゼロダテという取組を取り上げていただきました。このゼロダテというのは、空き店舗を利用して、首都圏にいる美術関係の学生さんたちとかそういう若い皆さんがシャッターを開けさせて、空き店舗の中で自分たちの絵をかいている姿を見てもらおう、それができたらギャラリをつくって町の活性化に役立ててもらおう、そんな取組なんですね。

それがまた弾みになって、今年、実は大館市というところは忠犬ハチ公でおなじみの秋田犬の里なんです。秋田犬にちなみだハリウッド発の「HACHI」という映画が間もなく公開になります。リチャード・ギアが主演しまして、アメリカ版の「ハチ公物語」、これが公開される。八月八日にこの上映会をやるということを聞いていますけれども、それに合わせて大町通り、今言ったシャッター街ですけれども、若者たちが頑張ったゼロダテの商店街、大町通りを名前を変えまして、ハチ公通りというふうな名称も変えていろいろな形でパワーアップを図っていこう、まさにやる気を起こしていこう。

今回の法案というのもそうしたやる気を喚起するための一助になる法案であると思っておりますので、いろいろな形で、ちょっと出だし地元の話を紹介させていただきましたが、質問させていただきたいと思っています。

二階大臣とは、三年前の中心市街地活性化法案、こちらの審議でいろいろと議論をさせていただきました。今回は、より規模の小さな商店街にも活性化の手を差し伸べる、後押ししようという法案で、これはこれで使い勝手が良ければ非常に有効であるのではないかと考えております。

ただ、まちづくりに関しましては、今もお話しましたが、いろいろと苦労されている商店街の実態があつて、再生に当たっては国としてもかなりの覚悟が必要であると思っております。まさに商店街の実態を多角的にとらえて、しかも地域地域の状況というのはいろいろと千差万別でありますので、地域特性もしっかりと見極める必要があるのではないかと思います。言うまでもなく、国民の皆さんからいただいた大事なお金でございますので、これをしっかりと有効に使うように、プラン・ドゥ・チェック・アクション、これもしっかりとお願いしたいと思っています。

出だしちょっと長くなりますが、地方の活性化という観点からちょっと歴史を振り返ってみたいと思っておりますので、ちょっとお聞きください。

これまでの商店街、まちづくりの変遷を見ますと、一九五〇年代、これは百貨店法による商業調整政策を皮切りに、六〇年代、高度成長期は商店街振興組合法の制定による商店街団体支援が行われて、七〇年代は大規模小売店舗が台頭して、小売を圧迫して対立が激しくなる。大店法による商業調整政策で大型店の郊外化が進む一方で、中小小売商業振興法による商店街振興政策も取られてきた。

しかし、八〇年代のモータリゼーションの発達でライフスタイルが変化して、中心市街地の衰退が目立ってくる。九〇年代の初期になりますと、いわゆる日米構造協議による大店法の規制緩和に

よって大型店の出店に拍車が掛かって、中心市街地の衰退、空洞化が進んで空き店舗、シャッター通りが地方都市を中心に広がっている。このため、商店街の振興策だけでなく、都市政策と合わせた総合的な対策が必要となります。

いわゆるまちづくりとして、一九九〇年代後半にまちづくり三法、これが打ち出されて、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法、次々と施行されてまいりました。ところが、衰退は収まるどころか広がる一方で、二〇〇六年、三年前、記憶にも新しい改正まちづくり三法、新まちづくり三法というのだそうですが、これが定められました。三年たった現在ですが、去年からおとし、いろいろと金融危機に直面して情勢が大きく変化してしまつて、変更を余儀なくされたり達成目標厳しくなっている地域もあるのではないかと思います。

ざっと振り返りますと、まちづくりは、ちよつと例えると農政的な、猫の目農政とよく言われますけれども、ある意味似ておりまして、国の規制と緩和の繰り返し、あの手この手の支援が繰り返されてきたと思います。厳しい言い方かもしれませんが、際立つた得策なかなかなくて、この間、経営者の高齢化も進んで、さらにはモータリゼーションの進展、旧中心市街地は時代から取り残されてしまつた。

ハンバーガー、ファストフードと言いますが、このファストフードに引っかけたファスト風土化という言葉が最近よく使われるんですよ。風土化の風土は気候風土の風土です。要するに、郊外にバイパスが通りますと、そのロードサイドにいろいろな店が通りますよ。靴屋さんとか電気屋さん、DIYとかフード店とか、それが北から南、日本全国、全部ロードサイドほとんど同じ店が並ぶ。これが地方らしさもない、特徴もない、これがファスト風土化と呼ばれているゆえんでございます。そうなんですよ。ここで相づちを打つてもしょうがないんじゃないでしょうか。

生活の多様化と利便性と言つてしまえばそれま

でなんですよけれども、そこにまさに地方らしさ、地域らしさ、全く見られない。さらに、ファスト風土化が去つてしまつた後は、結構最近はいろいろあちこちで見られるんですが、砂漠化、もうみんな空き店舗がずらりとそろつてしまつてという砂漠化の現象も生まれてくるという厳しい状況が生まれてきております。

昭和四十年ごろ、四十年代、私がちょうど学生時代ですが、近所の商店で買物をする、商店主とも会う、近所の皆さんともいろんな触れ合いがある、買物を通じてかつての商店街というのはいろんな触れ合いができた。町全体で生活を共にしている、そんな実感を、学生時代は本当に懐かしいなという感じがする、今思えば古き良き時代だったと思います。

ちよつと話長くなりましたが、それはともかくとして、今回の法案が提出された背景には、蘭止めの掛からないこの商店街の衰退に何らかの効果発揮したい、そういうねらいがあると思います。が、これまで様々商業政策や都市政策打ち出してまいりましたが、今現状で最も大きな課題は何か、何が必要なのか、歴史的な変遷を踏まえて政府の見解を伺いたいと思います。

○大臣政務官(谷合正明君) 今、課題と、またそれに対する対策ということで御質問いただきました。

商店街の抱える課題、大きく三点を申し上げさせていただきます。一つは地域住民のニーズに対応した魅力ある店舗が少ないということ、そして商店街活動への事業者の参加意識が希薄化しているということ、さらに経営者の高齢化等による後継者難、そうした構造的な課題を抱えております。

しかしながら、一方で、特筆すべきは、地域住民のニーズに対応して、高齢者・子育て支援や地域の特色を生かしたイベントの実施など、地域コミュニティの担い手として商店街が一体となつて取り組む事例が一部で見られております。

先ほど先生紹介していただきましたけれども、

秋田県の大館市の大町商店街、まさにこうした事例があります。ほかに、愛媛県の川之江栄町商店街では、空き店舗を利用して高齢者から子育て世代まで多世代が交流できる施設を整備しています。また、宮城県志津川町おさかな通りでは、大漁市や寒鰯まつりなどのイベントを観光と結び付けて地域の魅力の発信に取り組んでいます。こうした取組を全国に展開するというのが商店街の活性化に必要であるということから、今回、本法案を中心とする新たな商店街支援策を推進してまいります。

具体的には、全国の成功事例や施策情報、他省庁の施策も含めて、情報の提供によりまして商店街の方々に気付きを提供するとともに、商店街の人材育成のための研修や商店街が一体となつて事業計画の策定実施に取り組めるように、専門人材により継続的な、長期的なハンズオン支援、すなわきめ細やかな支援を行っていくというのがこれからの対策とさせていただきますと思っております。

○鈴木陽悦君 まさに地方の活性化、地域の活性化というのは、物づくりであり、まちづくり、人づくり、今政務官おっしゃっていただいたように、人づくりの部分も非常に大切な要素を含んでいると思っております。

今ちよつと中活法、中心市街地活性化法との絡みについてお話をしたいと思います。三年がたちましたけれども、ちよつと振り返りますと、中活法ではコンパクトでにぎわいのあふれるまちづくり、にぎわいの回復、それから、にぎわい商店街の方向性を示していましたけれども、先月の三十日までに八十三件が認定されているということでございます。

ここで、アドバイザー制度がありましたけれども、アドバイザーが有効に活用されているのか、それから目標どおり進捗しているのかどうか、経済情勢が激変して対応が変わらざるを得ないところもあるんじゃないかと思うんですが、中活法の施行後の変化について、ちよつとここで、関連す

るので何っておきたいと思ひます。
○政府参考人(酒匂宗二君) お答えを申し上げます。

現在、大変に深刻な経済状況の中にございます。この中で地方の中心市街地が再生していくためには、今までもお話もございましたとおり、それぞれの地方の良さを生かすために、地域ぐるみで工夫を凝らした取組が行われることが何より重要であると私も考えてございます。

お話のありました中心市街地活性化法の下では、まず市町村が住民や事業者などの参加と協力を得て基本計画を策定する、これを内閣総理大臣が認定して、その上は政府が一丸となつて支援を行う、このような仕組みになっているところでございます。

認定の状況でございますけれども、今先生からお話のありましたように、これまで八十三件、これは八十一の市の分でございますけれども、八十三件の基本計画を認定してきております。このような経済状況にありますが、例えば今年に入つても十六件が認定をされているというところがございます。さらに、現在、これから認定を受けたいんだと、こういうふうにお考えの約四十の市町村から事前の御相談というのを承っているところでございます。

ということで、私どもといたしましては、経済環境の厳しい現在にあつても、多くの地域で様々な工夫を凝らしながらの熱意を持った取組が進められているというふうには認識をしております。その間、地方の都市では、本心に熱心に、全国のいろんな先進例について、あるいは同じような悩みを抱えている市について勉強もなさっているというふうな何ってございます。

アドバイザーの制度につきましては、先生のおっしゃるアドバイザーというのが、実は幾つか制度としてございますけれども、いろんなところから派遣をするアドバイザーにつきましては、非常に積極的に話を聞かれるところが多々ございまして、また、そのアドバイザーの中で経験を積ま

れた先生方が、何人か御高名な方も出てまいりまして、そのような先生方についていろいろと話を聞かれる例があるというふうに認識をさせていただきます。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

有名なアドバイザーはいろいろと知っておりますので、かなり、この委員会でも参考人で登場いただいた方もいらっしゃると思います。フォローアップ調査も行われているということでございますので、そのフォローアップも、しっかりと行く末を見据えていった確実なフォローアップをしていただきたい、そんな思いを抱いております。

それから、まちづくり三法、中心市街地活性化法、いわゆるまちづくりの観点から商業地の支援を打ち出しているわけですが、これに対して今回の地域商店街活性化法、商店街、商店などを対象に支援策を打ち出している。一連の流れの中で支援策を活用してきているところもありますので、またしても新たな支援策が出てくるという、利用する側では逆にどう整理したらいいのか。利用する側では、活路を見出すためにはなりふり構わずにやっていきたいというのは、これは本音だと思っております。

例えば、中心市街地活性化法で認定を受けた大きな市があります。そこを構成する商店街、六つ、四つありますが、例えばその中心市街地活性化法認定を受けた区域を構成する商店街が今回の法律も利用したいと考えた場合、それが可能かどうか、それからどういう形で支援を受けられいいのか、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○政府参考人(長谷川榮一君) お答え申し上げます。今回御審議をお願いいたしました法案では、商店街の活性化事業という概念をつくりまして、それは商店街振興組合などが、商店街の区域あるいはその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じて行う販売、役務の提供、行事の実施などの言わば利便を向上する事業でございます。

したがって、今お話がございましたように中心市街地活性化法の対象になる商店街におきましても、今申し上げましたような要件を満たしてこの事業をしたいという方がいらっしゃるれば、それは認定の申請をいただきますと、ふさわしいものであれば認定をさせていただきます。その際、先ほどの御答弁の繰り返しで恐縮でございますけれども、地元の市町村、都道府県、いろいろと計画がございますので、その辺は市町村なり都道府県に意見を私どもも聴きまして、その意見を配慮するというところで連携、調整を取っていきたく思うところであります。

○鈴木陽悦君 そうしますと、認定を受けた市、六つ商店街持っている、その商店街すべてが応募して申請してもいいということになると、また活性化に弾みが付くのかなという、そういうところの方でいいですね。

○政府参考人(長谷川榮一君) おっしゃるとおりでございます。

そして、補助金等々の補助率のかさ上げといったものをこちらの法律に基づきます認定で御利用いただけるというふうに理解しております。

○鈴木陽悦君 私の地元、秋田からの声なんですけれども、中活法は対象がちょっと広域過ぎて、町村単位の申請にはちょっとブレーキが掛かってしまった、また達成目標の明記などちょっとハードルが高い、こういう声が聞こえてまいりました。確かに三年前の法案では、選択と集中、やる気を形にしないとなかなか認定には到達できないという懸念がございました。ところが今回の法案は、そうした意味からと考えるとハードルが低いのかな、コミュニケーション機能の整備という点で分かります。申請がしやすいのかなというところから見ますと、大幅に増えるんじゃないかなと思っております。

ただ、単なる中活法の、ハードル低いからってすり替えて果たしていいのかどうか。中活法の適用以外は今回の活性化法というのでは、少々語弊がありますけれども、簡単に済ませるという形に

なれば本来の活性化にはちょっと結び付きにくいんじゃないかと思っております。ですから、認定の際はそれぞれの持続的にぎわいが十分見込める、そういったことも見極めていただきたいと思うんですが、この辺についてはどうでしょうか。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。

中心市街地活性化法は、今御指摘ございましたように、にぎわいのあるまちづくりを目指しまして中心市街地の都市機能の増進、経済の活性化、こういったことを一体的に推進するものであります。当省におきましては、中心市街地の商店街における商業基盤施設の整備などを支援しております。

一方、この法律では、中心市街地の内外を問わず、各地域におけます子育て支援あるいは地域資源を生かしたイベントなど、地域住民のニーズを踏まえた地域コミュニティに役立つ活動を行う意欲ある商店街に対してハード、ソフト両面から支援すると、こういったことを考えてございます。

このように本法案では、中心市街地活性化法とまず異なる観点から支援を行うものでありますし、かつ本法案で支援を受けます取組は、地域住民のニーズを具体的にどう取り組んで、商店街の果たすべき役割があるかということを的確に把握しているか、あるいは商店街の内外の関係者の揺るぎない合意形成があるか、あるいは目標がしっかりとっているかと、こういったことも見ていきたいというふうに思っておりますので、中心市街地活性化法に比べまして、一概に簡単に支援が受けられるというものであるとは考えておりません。

○鈴木陽悦君 今お話したように、やはり消費者、利用する側の目線、これに立った今回の法案でなければいけないと思っております。確かに商店街の活性化を、よみがえらせるといふのは大きな大命題でございますが、やはり利用する側の目線、これをしっかりと把握しなきゃいけない、そんな思いを抱いているわけでございます。

今回の法案は、これまでの大型店対商店街とい

う図式ではなくて、商店街への、そのものへの直接的な支援、高齢者対応とか地域文化を含めて地域に住む皆さんの利便性を高めること、それから地域コミュニティを目指してその担い手の商店街の活性化、ひいては中心市街地の活性化までこう結び付けられればとのねらいもあるものと認識しております。

ここで、住民ニーズの観点からすれば、ちょっと絞っていきませんが、非常に狭い範囲、極端には介護福祉施設のような個別の店舗なども対象とされてくるんじゃないかと思っております。それから、空き店舗利用の中で植物工場の展開というのも、経済産業省では地域経済産業政策グループ、進めておりますけれども、こうしたケースも新たな展開になると思いますが、これまでと違う非常に画期的な支援策になるんじゃないかと思うんですが、この点についてのお考えを聞かせてください。

○政府参考人(長谷川榮一君) お答え申し上げます。

今先生からお話ございましたように、商店街が地域の住民の生活に関する需要に応じて行うということが大変重要なことだということで法文に明記させていただいております。したがって、実施主体になります商店街が地域の置かれた事情あるいは住民の皆さんの意向等を十分に説明をしていただきながら、今お話がございましたような介護福祉施設あるいは植物工場、こういったものを生かしたいと、とりわけ空き店舗を活用したいというお話があれば、十分にこれは候補案件としては望ましい部類に入るといふふうに理解しております。

○鈴木陽悦君 望ましい部類に入るといふことはこういうのも十分に考えられるということですね。分かりました。

次に、ちょっと細かい話なんですけど、申請に関しては、振興組合等、等が付いております。この等が提案ということなんですけれども、この等について、商工関係の団体等からもこの等については具体的に明記をしてほしいという声も聞かれる

んですが、この明記については、括弧書きになつておりますが、特別何か理由があるんでしようか。

それからもう一つなんですが、現実的に商店街の中に多くのチェーン店とか大型店、商店街ありますと、その真ん中に大型店があったり、それからチェーン店が存在したりするわけなんです。こうした商店街の中にある大型店とかチェーン店、こうした店舗との振興組合の関係をどのようにしていくのか。共存共栄、いろいろな形があるんでしようけれども、組合加入とか地域貢献の点で整理が必要じゃないかと思うんですが、これちよつと、二つ合わせてお考えを聞きます。

○政府参考人(数井寛君) 二点、お答え申し上げます。

まず一点目の、御指摘いただきました等でございます。

本法案の第二条第二項に対象となります申請者が記述してございますが、専ら法技術上の問題から、括弧書き等でそれが後に記述されております。具体的には、商店街振興組合等の等につきましては、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律第九条ただし書に規定します商店街組合若しくはこれらを会員とする商工組合連合会を対象としてございます。このように、幅広く対象となります申請者につきましては規定をしてございます。

第二点目でございます。

商店街の活性化のためには、商店街一体となつてこういった事業に取り組むということは大変重要であるというふうに考えております。商店街振興組合などが商店街活性化の取組を行う際には、チェーン店あるいは大規模小売店とともに積極的に連携した事業を行うことが重要であるというふうに考えております。

例えば、埼玉県入間市のアポロ商店街振興組合では、大規模店四店との共同で協議会を設立させ、スタンプがそろつてと抽選できるスタンプラリー、こういったものを実施するなど、大規模小

売店舗と連携して商店街活性化を図っている例もございいます。

私も経済産業省といたしまして、こういったチェーン店あるいは大規模店舗が商店街等と協力してまちづくりにより自主的に取り組むよう、小売業界団体に対してガイドラインの策定等を指導してきておりまして、その自主的な取組が進みつつあるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○鈴木陽悦君 等については分かりましたが、今答弁の中でも等がやつぱり、等、等、等というのが付くのがちよつと気に掛かるなど。これは法律上しようがないといえはしようがないんでしようけれどもね。分かりました。

それから、事業認定に際して市町村のかかりとして意見を聴くとしておりますけれども、私の地元でもそうなんですが、市町村合併による、ちよつと認識のずれというのが懸念されているわけですね。数町村が合併したところではどこが新しい市の中心になるか、これも定かでないところもありまして、市を挙げてとはいっても、今までの町、村単位の活性化事業にかかわってきた関係もあつてなかなか整理が付かないケースも懸念されるわけでございます。あくまでも主体は違うんで、それは分かっておりますけれども、こうしたところの整理とか調整に対して国の配慮というのはどうなんでしょう、内閣官房に伺いたいんです。

○政府参考人(酒匂宗二君) お答えを申し上げます。

中心市街地活性化法の運用ということで申し上げますけれども、御指摘のとおり、合併をされた市町村ですとか、あるいは大きな政令指定都市などの場合には、地域の実情によりましては、一つの市町村の中に中心市街地とすべき区域が複数存在する場合も考えられます。

私どもでは、この中心市街地活性化法の運用におきまして、こうした地域においては、それぞれ

しての区域であるという要件を一つ一つ満たすんだと、このことが確認をできて、その上さらに、その区域についてつくられました一つ一つの活性化基本計画の内容が認定基準にきちんと適合する、こういったふうな認められるものにつきましては、一つの市町村の中であつても複数の区域につきまして認定を行うこととしてきております。今までの例では、北九州市とそれから静岡市につきまして、二つの区域を中心市街地として認定をしてきております。

以上でございます。

○鈴木陽悦君 次に行きます。

今回の法案は、限られた予算ではありますけれども、事業の認定件数、先ほど増子委員から、商店街一万三千という話が出ました。全国の商店街数、まさに一万三千でございます。商店街振興組合の数は約二千四百、事業協同組合は千。法案が成立しますと、早急に施行されますと、秋口には全国的にイベントがたくさんございます。各地の商店街で企画されたこのイベント等々の認定数、申請の数がどんどん増えると思うんですが、やる気を示してきている商店街が多数出てくれば限度はないんでしようか、この辺をちよつと聞かせてください。制限はないかどうか。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。

申請の対応いたしました認定件数につきましては、私ども、限度というものを置いておるわけではございません。なるべく多くの方に申請をしていただけたらいいというふうに思っております。

ただし、先ほど申し上げましたように、この計画をお作りになるに当たりましては、地域での住民のニーズをよく踏まえているかと、あるいは目標がしっかりしているかと、あるいは全国にとつてある程度の本となるようなしっかりした新規性なりあるいはモデル性なりあるいは皆さんがそれを一緒に見て自分たちもやろうというふう

に思ふようなものであるかという、分かりますか言えは立派なものであるかということもしっかりと

見ていきたいと思っております。

なるべく多くの方に申請を出していただきたいと考えておりますので、今後、この法律を御審議いただきまして、その後、法案による支援策の内容につきまして幅広く各方面に各種広報いたしまして、こういった事業計画の申請をなるべく多く出していただきたいというふうに考えております。

○鈴木陽悦君 安心いたしました。理想としては、全国一万三千の商店街、全部手を挙げてくれて、みんな、限度がないということであれば一斉に活性化に向かつてくれれば一番いいと思うんですけども、要は、今回の法案が通った段階でのPRといいますが、商店街に対するアピールというのには是非していただきたい。こういったものがあるんだと、使い勝手が良くなっているんだというのを是非是非産省としても広報していただいて皆さんに広く知っていただきたい、そんな思いを抱いております。

それから、さつきお話が出ました支援センターですが、これ四月に設立されましたけれども、このセンターの機能というの非常に大きく期待されていると思います。それだけに、全国各地からの要請も多いと考えられます。スタートしたばかりなのでまだちよつと固まったものがないというふうに向つておりますが、現在の体制はどうなのか、それからハンズオン支援にしっかりとこたえられていくのかどうか。ソフト事業というのはやつぱり、何回も言いますが、地域特性をしつかり見詰めていかなきゃいけない、見極めなきゃいけない、こんな要素もあり、それからきめ細かさ、これも要求されると思います。

昨年の農商工連携でいろいろと審議させていただきました。これも非常に有効な活用の部門じゃないかと思うんですが、この辺も含めての対応というのを聞かせてください。

○政府参考人(長谷川榮一君) お答え申し上げます。

私ども、許されました政策資源を十分に活用しなければなりませんので、最後の点から先にお答えさせていただきますと、地域力連携拠点、大変私どももしっかり組み込んで、そして御利用される方々の意見を不断に伺いながらいいものにしていきたいと思っております。

それで、このセンターでございいますけれども、大きく三つの機能を持っておりまして、一つは、商店街の商店主、あるいはそれを手伝う、あるいは継ぐと、御家族に必ずしも限らないわけでございますが、こういった方がむしろ流通とか卸とかイベントとか、場合によっては食品の安全とか、幅広い言わばプロフェッショナルとしての知識、知見を得たいと、こういうことにたえる研修機能というのを一つ想定しております。

二つ目は、それぞれの商店街に入り込んで、その商店街のために一員となって活性化するための様々なコンサルティング、こういったようなことで、それなりの立派な方を想定しておりますので、経費も掛かりますので、その助成ということでございます。

三番目は、商店街の皆さんに対する様々な情報の提供。こういったような支援が自治体、国であるかということもございまして、それから、商店街がいかに情報を発信するかと、商店街同士の連携もあるかと思ひます。

こういった三つの機能を果たすということを想定しております。とにかくいわれる事務局経費は最小限にしたいということ、一か所にしてありますけれども、全国組織があるそういった組織をフルに動員いたしまして、全国から広くこういった方々の登用といいますか、採用をいたしまして、民間の方にそれを仕切っていただきたいというように思っております。

○鈴木陽悦君 ハンズオン支援。ハンズオンは、差し伸べたり手を取ったり、また後押ししたり、引っ張り上げる手もあるわけですね。そうした効果を是非期待したいと思ひます。
センター長の服部さんという方は、この道では

カリスマの異名を取っている方だということでございまして、ショック療法が大変好きだそうでございます。いろんな形でショックも是非必要かなと思っております。その意味では期待したいと思ひますが。

もう一つ、このハンズオンについて伺いたいんですが、ハンズオンの達成度合いのチェック等についてはどういった目線で臨まれるのか、これをちよつと聞かせてください。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。商店街支援センターでは、各商店街の実情を踏まえたきめ細かな対応をするため、いろいろな専門チームが現地へ入りまして、今御指摘のないいわゆるハンズオン支援を行うことを考えております。ハンズオン支援におきましては、先進的な事例なども紹介しながら、その商店街にとって最適な活性化計画を作成、実行していきたいというふうに考えております。

このハンズオン支援が計画どおり進捗しているか、あるいは所期に考えております効果を上げていくかにつきましては検証を行うこと、これは大変重要であると思っております。また、必要に応じてその改善を図ることも必要であると考えておりますので、支援対象となっております商店街からの生の声、あるいは関連します地元自治体などの評価、こういったものも聞きながら、必要に応じてその進捗状況、達成度合いにつきまして評価を行っていききたいというふうに考えております。

○鈴木陽悦君 よく分かりました。これから様々な支援センターは動きを見ながら徐々に徐々に体制を固めていくんだと思っております。

三年前の中心市街地活性化法では、私も青森とか、それから経済産業委員会でも富山の認定第一号の視察をさせていただいた。各地域がいろんな取組をしている、ライトレールランジツト、コンパクトシティの取組。青森に関しては、特に七つの商店街を束ねた加藤博さんという方、この委員会にも参考人においていただきました。三内

丸山遺跡があつて、そこに団体バスが次から次へと来る、その人たちが駅前市場のところまで来て買物をして、いろんな形で連携を図っている。確かに、いろんなアイデアが町の活性化につながる。川越の視察の中では、山根議員のふるさとでございまして、お菓子横丁を拝見させていただいた。様々なアイデア、それから地域が持っている素材、これをうまく生かして活性化につなげていく例がある。大分の豊後高田は、まさに昭和三十年代の建物が残っていたので、これ昭和レトロにつなげようということ、また年間何十万人もの観光客の方がいらつしやる。

確かに、いろんなヒントをうまく見付けていくことも必要、生かしていくことも必要。ただ、衆議院の委員会でも出ましたけれども、全く素材が素地がない、措置のしようがないところも何とかしていかなくちゃいけない。これも是非いろんな形でハンズオンの中で生かしていただきたい。

い、そんな思いを抱いております。
まちづくりには、よく言われるんですが、若者、若者、若者、こんな三つの目線が必要であつて、よそ者というのは、外から冷静に見た、一品運動に見られるように、一店一品運動も随分全国的に広がりをを見せておりまして、一店一品というの、私の商店がこれ得意だよ、そうじゃないと、ほかの商店主の皆さんから冷静に見た目線、よそ者から見たよそ者目線という形で、おたくの商品はこうじゃないかというアドバイスをする、お互いに刺激し合つていくのがよそ者目線によそ者。若者というのは、未来につなげるまちづくりをしていく、これが若者目線。ばか者というのは、表現悪いけれども、夢中になつて、この町を何とかするんだ、この商店街を何とか夢中になつて頑張つていくんだ、そういったがむしやらの精神、ばか者精神を持つ。こういった三つの要素が商店街であり、まちづくりであり、共通項じゃないかなと思っております。そういったものをいろんな形で是非刺激をしてほしい、そんな思いを抱いております。

最後になりましたので、最後、大臣に是非伺いたいと思うんですが、「新・がんばる商店街七十選」、これ拝見いたしました。印象としては、やはり関東以南の事例が規模的にもちよつと際立っているのかな、そんな印象を持ちます。東北、しかも私、北東北でございまして、北東北の私としては少々気掛かりでございます。それこそ地域の実情もしつかりとらえて、総合的な活性化策、こちらもお願ひしたい。

三年前の「がんばる商店街七十選」で取り上げられたところも、時代の変化で衰退に追い込まれたケースもあるんですね。いろいろとあるんですが、是非活力が再生されることを願うわけでありまして、そしてやる気の再生にも是非力を尽くしていただきたいと思ひまして、最後に大臣のお気持ちを、是非この今回の法案に掛けるお気持ちを聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(二階俊博君) 先ほど来、鈴木先生、お地元の事例等も御紹介いただき、特に空き店舗活用のアート展など様々な地域活性化、商店街の活性化に対して意欲ある取組をいただいている事例、御紹介をちょうだいしました。

我々もこれを、立派なアイデアであり、またその実行力を評価して「がんばる商店街七十選」の中に入れてさせていただいておるわけでありまして、私は、商店街というのは単なる商品やサービスを提供するだけの商いの場を超えた地域社会の活性化のための大きな役割があるというふうにしておるわけでございます。

空き店舗を利用してアート展をやっておられると、私はすばらしい発想だと思いますが、いつかテレビで見えておりましたら、どこかの高等学校、商業高校でございまして、が生徒たちの実習のために空き店舗をお借りして、そこで、壁紙を張り替えたり、いろんなものを仕入れてくる、販売からもう何から何まで生徒たちの発想で販売をやる、そして生徒たちは熱心にお客さんと呼んでくるわけですね。私たちがこんなことをやっておる

んですからちよつと見に来てくださいということ
をいろんな方々に呼びかける。そうしますと、そ
ういう生徒たちの呼びかけでございいますから、新
鮮な響きがありますから、みんなが出向いていく
というようなことで大変にぎわっている例を紹介
していただきましたが、私は、ありとあらゆるそ
うしたチャンスといいますが、生かして新たな試
みをしていく、その飽くなきチャレンジといいま
すか、そういうことが大事だと思っております。

そこで、商店街でも、空き店舗を活用して子育
てのためにこの場を提供するということ、そして、
先ほども御紹介しましたが、植物工場などを空
き店舗の中へ置かせてもらうという、これは意
外性がありますから、その意外性を地域の皆さん
が大変、新たなまた魅力を感じる、そして御商売
の方々も新しい話題を呼ぶことができる。

そういうことで大変期待が寄せられておるわけ
ですが、私たちはこれからやれることは何でもや
ろうというぐらいの意気込みでもって対応してい
く。今度の「新・がんばる商店街七十七選」でも、
これについて、やっぱり残りの、残りといいま
すか、他の一万三千の商店街の皆さんもこれを見て
何かを感じていただきたい、そして自分たちも頑
張ろうというやっぱり気概を持っていたくださ
い。

全国の商店街支援センターによるサポートにつ
いては先ほど来御議論がございましたが、私は、
この一万三千の商店街の活性化のために国が百二
十億を超える予算、補助金、税制等において対応
しておるわけでありまして、画期的なことを
やっておるということも申し上げても差し障りな
いと思うんです。ですから、それに実効が上がる
ように対応していきたいと、このように感じてお
るところであります。

○鈴木陽悦君 是非、本当に実効の上がるよう
にお願いしたいと思ひますし、商店街というの
は、今日お話が出たように、コミュニティであ
り、それからイベント関係でいろんなにぎわいづ
くりもありますけれども、大阪のパチンコの放火

男、逮捕されましたけれども、それからひったく
り等々、商店街でこういうのを捕まえる防犯の体
制にも商店街のコミュニケーションというのはい
ろいろな形でつながっている部分があると思いま
す。ですから、古き良き時代の商店街というの
はまさに人と人とのつながり、これが今回の法案で
またよみがえる、そしてまた商店街の活性化につ
ながる、そんな思いを抱いて今日は質問させてい
ただきましたので、是非とも国の方としても、こ
の間の大臣の提案理由では国の責務という部分は
非常に私も実感いたしましたので、その辺も踏ま
えてお願いしたいと思ひまして、私の質問を
終わらせていただきます。

○丸川珠代君 自由民主党の丸川珠代でございま
す。

二階大臣、高市副大臣、今日はお二方とも非常
に商店街には思い入れを持ってこの法案に臨んで
いただいているということで伺っておりますが、
私も商店街に育ていただいたという思いがござ
いまして、是非に今日は質問させていただきたい
というお願いで、今日この機会を設けさせていた
だきまして感謝をしております。

小さいころからおばあちゃんに手を引かれて商
店街に行っておりまして、引越すと必ずその
地元商店街を見に行くようにしております。そ
うしますと、その地域の雰囲気といいますが、そ
の人たちがよそ者をどんなふうに入らせるんだ
ろうかなんということも分かってまいりますし、
また、政治家になつてからは、その地域地域の個
性というものを私は商店街に教えていただきまし
て、本当に商店街というのにはまさにその地域を表
すものであるというふうな意識を持っております。

そして、この頑張る商店街を応援する、商店街
活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動
の促進に関する法律案、これをおまとめいただい
てここに出していただいたということは、私はま
さに商店街に対する大きなエールであるというふ

うに思っております。

〔委員長退席、理事増子輝彦君着席〕

今回の法案の特徴を私なりの理解で申し上げる
とするならば、一つには商店街の公益性を認めて
いただいたということにあると思ひます。そして
もう一つが、ハード面の支援に加えてソフト面の
支援というものを重視していただいたというこ
と。そしてもう一つは、地域住民の需要に応じた
という言葉を入れていただいたことだと思ひてお
ります。

商店街の公益性に目を付けていただいたという
ことは、今後、商店街が意欲を持って頑張ってい
くという上で大変大きな支えになると私は思ひ
ます。全国商店街の意欲というものが盛り
上がってきてこそ、この法律で準備をしていただ
いた人材育成、ソフト面での支援メニューとい
うものが生きてくるんだらうと、こんなふうにか
考えております。

私は、改めて二階大臣に、この法案というもの
が商店街の地域を支える担い手である公益性の部
分に着目したエールであると、そういうような点
からお話をいただきましたんですが、お願いできま
すでしょうか。

○国務大臣(二階俊博君) ただいま丸川先生から
お話がありましたとおり、商店街というその存在、
私は、ただ地域でいろんな生活必需品から多彩な
品物を販売するというだけではなくて、この商店
街の果たす役割というのは、これは単なる商品購
入の場というだけではなくて、地域住民の交流、
あるいはまた娯楽やイベント、そしてお祭り
であつたり、高齢者の方々に対してみんなで激励
する、子育てを支援する、防犯、防災等の地域の
暮らしの利便に役立つという極めて重要な存在で
あるというふうな我々には感じを持っております。

ありまして、この商店街がいかなる理由によら
うとも廃れることのないように、繁栄していく、発
展していただけるようなことを我々は後押
しをしなきゃいけない。しかし、あくまでもそこ
に存在する商店街の皆様、商店街のメンバーがそ

の気になって、力を寄せ合つて奮起をするとい
うことが、これが一番大事なことであつて、我々
はそうしたことに對して後押しをさせていただ
くと、こういう気持ちで対応したいと思ひておりま
す。

全国にはこのような地域コミュニティの担
い手としての商店街、これは大変評価が高ま
つておりますし、同時に、歴史的にもその位置付
けがあるわけでありまして、我々はこの、先ほども
申し上げましたが、一万三千の日本全国の商店街
に對して補助金や税制や融資の面等での措置を通
じまして、総額百二十億円を投入して商店街対策
をやらせていただくという決意を持っております
けれども、先ほど申し上げましたように、
に、地域の商店街の皆さんが主役でありますから、
その主役が奮起していただく、そして市町村やあ
るいは県やいろいろな方々が大いに盛り立てて
いただく。

私はよく、この七十七選に選ばれた地域の中で、
先ほど鈴木先生から北東北は余り少ないとい
うことを言われましたが、地域別にきっちり選んで
いるわけではなくて元気のいい商店街を七十七選
しているわけですが、私はこの選ばれた七十七選
については、都道府県の知事であるとか、あるいは
国會議員の皆さんも含めていろんな方々がこ
をやっぱり訪れていただきたい。そして、あなた
方は七十七選に選ばれている全国的な有名な商店街
なんですけれども、これをみんなで声を掛けていた
だければ、またその人たちの励みにもなるし、ど
こを直さなきゃいけないか、どこを反省しな
きゃいけないかということもお感じになるはずであ
りますから。

そういう多くの国民の皆さん、総力を挙げて商
店街を盛り立てる。必ず我々の国民生活に、豊
かな国民生活を送っていく上において重要な役割
を果たすプレーヤーであるということを我々はよく
理解をしていきたいと思ひております。

○丸川珠代君 二階大臣から本当に心強い応援の

私は兵庫県の神戸市で育ちましたが、和歌山の二階大臣、そして奈良の高市副大臣、よく御承知と思いますが、関西でお買い物に行くと必ず値段

〔理事増子輝彦君退席、委員長着席〕

ちなみに、最近は子供たちということだけではなくて、単身の高齢者の皆様にとっても大切な場所になっているというふうに伺っております。二階大臣も、エコポイントのことでおいでいただきました世田谷の烏山の駅前の商店街の商店会長さん、今度商店街支援センターでも御活躍をいただきます。桑島理事長に伺ったんですが、お年寄りがお店へやって来て身の上話をすると、そうすると、

そして、今申し上げたような鳥山商店街だけではありません、もうやる気にあふれた商店街というのが今全国でこの法律の成立というのを待ち望んでいると思っております。できる限り早く、一日も早くこの法律を施行していただきたいんだという声を私背負って今この場に来てきておりますけれども、この法の施行というのはいつごろになるんでしょうか、長官からお伺いできますでしょうか。

○政府参考人（長谷川榮一君） お答え申し上げま
す。

まず、何よりも法案でございますので、この委員会会で審議を尽くしていただきまして御承認をいただきたいというのがまず前提でございます。その上で、私どもは、基本方針というものが物の考え方あるいは認定の際の基準としても大変その背骨を成すものでございますので、これにつきましてなるべく広く多くの方の御意見をいただかなければいけません。したがいまして、関係自治体はもとよりでございますけれども、パブリックコメント等に要する期間もでございます。それを織り込んだ上で最速でというふうに思っておりますので、法案の成立の前提の上でのお話をあえてお許しただければ、成立をしてから一か月程度ということ而努力をしていきたいというふうに思っております。

○丸川珠代君　ありがとうございます。先生方にも是非御協力をいただいて、速やかな成立を、そして施行を実現できたらと思っています。

そして、今地域コミュニティの担い手ということでのその重要性を認識していただいたということなのでございますが、そもそも、やはり商店街の商売が厳しいという中でございますと、商店街

東京のある商店街でのお話なんですが、五十年近く続いているお肉屋さんがやめて携帯電話屋さんにお店を貸し出してしまった。このお肉屋さんはお祭りの実行委員会もやってくれていたし、商店会の役員もやってくれていた。だけれども、お肉屋さんの商売が年間三千万ほどの売上げで、家族三人が手にするのが三百六十万円、一年間で。だけれども、携帯電話屋さんに貸すと、何もしないで一千万円入ってくると、商売やっていられないんだよというお話でございました。

二階大臣は、衆議院の方の経済産業委員会では安井潤一郎議員、これは早稲田の元商店会長さんでいらつしやいまして、商店街の御商売をよく御存じだと思ふんですが、その御質問に答えて、やはり大資本をバックにしたような商店と、それから商店街のような小さい資本、売上げも小さいお店というものが、仕入れの値段にも差があつて大変な思いをして商売をしておるといふ認識はお持ちでいらつしやると、そして、こうした点について与野党間で議論をして知恵を出したことに對して、経済産業省として実現に努力することはやぶさかではないというような御答弁をいただきました。これは大切な話だからといってわざわざ時間を割いて御答弁をいただいたというように記憶をしております。

この御答弁の真意というものを是非二階大臣、お話をいただけませんか。

○国務大臣（二階俊博君） 先ほど丸川議員から烏山の商店街のお話も出しましたが、私も、エコポイントのスタートの日に、午後三時ごろでございましたが、三、四十分の時間が取れそうになりましたので、急いで烏山商店街へ向かって、お伺いをしました。商店街の皆さんの大変な元氣な活動ぶりを拝見しまして、感動した思いを今に持っております。

そして、今、丸川議員もちよつとお述べになりましたように、この商店街では人生相談まで

やっておっていただく。そして、若い高校生とか大学生とか、そういう人まで相談に見えるんですよ。よって、相談員の方がおっしゃって、おっしゃるが、そうした人間関係というか、そういうことにぬくもりを感じることで、商店街の形成にみんなが努力をしておるという姿に大変敬意を表したいと思っております。

私は、地方にも回って、商店街、小売店の皆さん、御努力をいただいていることはよく承知をしておりますが、ともすれば、商店街の皆さんが仕入れてくる値段よりもスーパーで売っている値段、百貨店で売っている値段の方が安い場合もあるんですよ。これでは商売は成り立ちませんよね。川の水が下流から上流へ流れなさいといつて教えておると同じようで、なかなかこれは、商店街振興といつて一生懸命スズラン灯を付けてみたり、道幅を広げてみたり、いろいろそれぞれの地域、地方でやっていたらいいんですけど。

しかし、基本のところでは、安くてもいい品物を買いたいというのは、これは消費者の皆さんの共通の思いでありますから、そのところをどうするかというのは、これは大変難しい問題であることは私も十分承知をしております。承知の上であるようなことを申し上げておるんです。というのは、やはりここを何か切り口を考えて、突破口を考えていかなきゃいけないんじゃないか、私はそう思っております。大変重要なことであります。

何かやれることはないか考えていきたい。そして、前々から私も、例えば経済産業省が中心になって行く催しがあるときに、ちょっと考えれば、何かの品物をそこに展示をさせていただくということもできるわけです。そのとき、商いをさせていただくところまで行かなくても、そこで商品を見て、これはすばらしいなと思って記憶に残れば、どこかの店でまたお買い求めいただく場合もあるわけですから、私はそういうことは機会あるごとにやっていくべきだというふうに思っております。

今申し上げましたように、確かに衆議院での答

弁を申し上げた際に、与野党の議論の上で御知恵を出していただいた場合に、そのことに対して経済産業省としては実現に向かって懸命に取り組むという決意を申し上げたわけでありまして、我々は意見を待っていただくのではなく、私どもの側からも積極的な御提案ができるようにいたします。それが多くの皆さんの関心と呼んでおります。この商店街活性化、これにこたえる道だと思っておりますので、今後一層努力をしてみたいと思っております。丸川議員等のいろいろな御意見、お寄せをいただければ有り難いと思っております。

○丸川珠代君 大変大きな言葉をいただいたと思っております。本日に二階大臣は商店街のことに力を入れてくださっているということに強く強く感じました。

今、いわゆる大手の資本の事業者さんがスーパーを小型化して、空き店舗であるとか中心市街地に進出するというような戦略も立ててきておる状況でございます。中心市街地の活性化という意味ではそうしたところにお店が入るのは有り難いことではありますけれども、一方で、同じ土俵で商店街の皆さんが闘っていくというのは非常に厳しい闘いになるかと思っております。私も国会議員も一緒になって考えていく、そして経済産業省の方でも一生懸命取り組んでいただくということでございますので、是非よろしくお願い申し上げます。

今、こうして民間の事業者といつてもいろいろあるという中で話をさせていただきましたけれども、私はここで、是非、地域のコミュニティを、買物というものが支えている、商店街というものが支えているという中で、その崩壊の危機があるんじゃないかという事例を一つ御紹介をさせていただきます。

皆様のお手元に新聞の記事を配らせていただきました。これは六月に掲載されました読売新聞の「買い物難民」という記事でございます。これは、埼玉県の日高市のこま武蔵台団地という分譲住宅地のお話でございます。

この住宅地、地元では武蔵台団地と呼ばれておりまして、東京のターミナル駅である池袋から電車で一時間ほどのところの駅前台地に二千二百五十世帯、五千八百人の町が広がっております。昭和五十二年に大体四十代前半の夫婦や家族というものがこへ一週に越してきて、そして町ができたのがたまたまというところでございます。言ってみれば東京のベッドタウン、その当時は埼玉都民というふうな、やゆされ方もしたそうでございますけれども、ピーク時には八千人が住んでいました。

この町を支えていたのが、その町の駅の近くに二十店舗ほどの商店街でございました。真ん中には小さいスーパーが入っております。この地元の住民の皆様の生活を支えていたところが、ここは車社会の地域でもありまして、地元の商店街だけではなくて、郊外に進出してきた大手のスーパーでも皆様は買物をされてきた。そうこうするうちに子供たちが都心へ出てしまつて、町はどんどんと高齢化が進みまして、今は六十五歳以上の世帯というのが町の四分の一を占めております。こうしたこともありまして、この町の商店街、二十店舗ありましたけれども、魚屋が店を閉じ、酒屋が店を閉じ、パン屋が店を閉じ、そしてついに去年の春になってスーパーが撤退をしてしまったわけでありまして。

この記事で取り上げられている人というのは、七十五歳のときに免許を返上してしまつた。そうするとどうなるか。これは傾斜地でございます。なかなか車以外の交通手段ということ、バスになるんですけれども、バスの乗り降り、買物に行くといふと持っている荷物は限られておるといふことで、何とか自転車、買物に行くように頑張っておられるわけでございますが、傾斜地ですのだからなかなかの帰り道というの大変であると。

私、実際にこの記事で取り上げられている方にお目にかかつてお話を伺ったんですが、かくしゃくとはしておられますけれども、やはり免許を返上するという状態でございますので、その二十分、三十分坂を押して家へ帰ってくるというのはやはり

り容易なことではないと。奥様はなかなか買物にも出られない状態である。この先、どれだけの町に住み続けられるだろうかというふうな思いで今過ごしていらつしやるそうでございます。

若い家族がいるところは土日にお買物に連れていってもらうんだけど、それもやっぱり日常の買物をするに当たってはなかなか不便があるというので、今一生懸命地元でも考えておられる。宅配サービスというのが地元にもあるの、それを利用すればいいじゃないですかというふうによその者は思うんですけど、私はその地元の方に、その自治会の方にもお目にかかつて、その方にもお目にかかつて話を伺いましたところ、いや、買物をするのは喜びなんですと、自分の目でその場所へ行つて新鮮なものを見て選ぶというのは、それは喜びなんですというところをおっしゃって、はつと何か目からうろこが落ちるような思いがいたしました。

実は、私の祖母も八十八歳になりますけれども、いまだに毎日買物に参ります。毎日買物に行つて、そこで物を見て、幾つかの店を回つて、どっちが安い、あつちが安いというのを見るのは、これは自分の元氣のためでもあるんだと言つて出かけていくわけでございます。身内の者は多少心配もございまして、やっぱ長生きする、長生きして元氣に生きることの一つが買物に行ける、自分で買物できるということなんだというの、これ、今我々が本当にはつと気付かされることでもあるし、この先長生きしていく上でよく考えなきゃいけないんじゃないかということを非常に強く感じるわけでございます。

今、車生活前提の地域というのは日本全国に広がっております。今はまだ買物に行ける、だけれど、何年か、あと十年もすれば免許を返上して、同じような悩みを持つ地域が全国に出てくるのではないかと、私はそんな懸念を持っております。

高市副大臣は、今この自分の目で見て買物ができる喜びということをおっしゃる人たちに向か

て今どんな印象を持って受け止められたか、是非お話をいただきたいんですが、お願いできますでしょうか。

○副大臣(高市早苗君) 今、丸川委員のジャーナリスト精神は健在だと思ひながら拝聴いたしておりました。

実は、この読売新聞の「買い物難民」のシリーズ、六月の頭ごろだったと思うんですが、私も家で読んでいて、その後、全部シリーズ読みたいなと思って切り抜いていたものでございました。なぜ目に付いたかといいますと、私自身の地元でも同じような相談をここ数年で急にたくさん受けるようになったからでございます。もちろん、私の両親も一時、片方が寝たきりの状態、病気でそうだったときに同じような悩みを聞いておりました。

例えばある新興住宅地では、ほんの十年前のことなんですけれども、そのころはまだ皆さん、五十代半ば若しくは六十代半ばでお元気でした。そのときにミニスーパーがその新興住宅地のすぐそばにできるという計画が持ち上がったときに、自治会で署名を集めて進出反対の運動をしてしまったんです。それは、閑静な住宅環境を求めて移り住んだので、お店には来てほしくないというのがそのころの皆さんの意向でした。それから十年、最近、もう皆さん、車が運転できなくなったという方が増えてきて、あのときにスーパー来てもらったらよかったと、えらいことをしてしまったと、反対運動の中心になった方が今突き上げられ、挙げ句に便利な場所にあるマンションなんかへの引っ越しが進み始めたという状況が起きております。

今、宅配サービスをやっている商店街は確かに全国でも出てきております。これはこれで大変便利なものですね。その現場に行って買物をして、持ち帰りが難しいので宅配してもらうという方法もあるし、全くちよっと家から出にくい状況、高齢者だけではなくて、けがをされたとか障害をお持ちの方、また妊娠中であつとおつらい時期の

方、ちっちゃなお子さんがたくさんおいでで、三人乗りで自転車で行っちゃうと今度は荷物を持って帰れないといったお母さん方、こういった方がインターネットや商店街とのファクスサービスなんかで品物にチェックマークを付けて運んでもらうというようなことも普及してくると、ニーズはあるんだろうと思います。

ただ、これからは、出張商店街ですとか、それから商店街に行くための巡回バスですとか、少し費用は掛かりますし、確かに人手も掛かりますけれども、そんなに毎日ではなく月に一度ですとか数回といったできる範囲でも、そういったサービスが各地で芽生えてくるというのではないかと私は感じております。

とにかくこの法案をできるだけ御活用いただき、また専門家の派遣なども行ってまいりますので、そんな中から地域のそれぞれのニーズにこたえていただけたらと思っております。

○丸川珠代君 ありがとうございます。

高市副大臣のお地元でもこのようなお話を聞いていらつしやるということ、恐らくはこれから全国各地でこういうことが上がってくるんだろうなと思います。

実は、この武蔵台団地の商店街でも、空いている店舗で例えば青空市場ができないだろうかとか、あるいは、何とかこの地元に、空いているところにスーパーを入ってほしいということで、自治会の皆さん、非常に努力をして、いろんなところを回っていらつしやいます。けれども、大手のスーパーさんのところへ行つて御相談するところいうふうに言われるんだそうです。スーパーは一万余帯、大体三万から四万人ぐらいの人がいないとあの地域じゃ進出ができないんですよ。ここは住民が六千人ということでございますので、ここはやっぱり何とか商店街の連携であるとか、地元の商店というものがどうやって頑張れるかというところで頑張つていかなきゃいけないのかなというところも感じていらつしやるようでございます。

そういう中で、今申し上げましたこの商店街、もう二十店舗もありません。お店が本当にごく限られていくという中で、今回のこの商店街の活性化法案というのは、基本的には法人格が取れるぐらいの大きさの商店街を対象にしているというふうに理解をしているんですが、ただ、この一年に限っては間口をもっと広く考えるというふうなことも伺っております。果たして、今回のこのような小規模な商店街の皆さんというのはこの商店街活性化支援というものは利用ができるのかどうかという点について教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(長谷川榮一君) お答え申し上げます。

今御指摘ございましたように、個々の商店がチームワークよく商店街というものを形成して、それによつて御利用される方の利便を向上するということは大変重要なことでございます。したがって、そのチームワークというものを制度的にも、またこういった公的な支援をする場合にはやはり私どもその使途についてもきちんとチェックをするという必要性もどうしてもございますので、そういう意味でこの法人格を取つていただくということが必要になるわけだと考えておりますけれども、今御指摘ございましたように、急に取れと言つてもこれは少し時間掛かりますので、取りあえずは暫定的な措置を講じつつ、今二十者とおっしゃいましたけれども、現在の現行法では四人以上の事業者の方が参加されれば組合というところの組織は可能でございますので、是非、個別の事情に応じましてお手伝いをするように配慮をしていきたいと思っております。

○丸川珠代君 ありがとうございます。

この一年は商店街のパワーアップ期間ということで、是非、間口を広く取つていろいろな商店街の支援をして、その結果を一年後にもう一度精査していただきたいなというふうに思うわけでございます。

さて、自治体がどのように商店街を支援しているかという点についても是非御注目をいただければと思っております。

また世田谷の話で申し訳ないんですが、東京都の世田谷区では、やはり商店街がちよっと元気がなくなつてくると、東京都心でも地域に住んでいるお年寄りの方が歩いてお買物できなくなる地域が生まれてしまふんじゃないかということ、そういう商店街を応援するプログラムというのを世田谷区自身が独自で、区が独自に行つておりまして、今まさにもう今年も既に二つの商店街が選ばれて、活性化に向けた計画の策定というものの会議が行われております。

是非、商店街支援の中でこういうのを国も応援していただきたいですし、また、こういうものがあるんだよというのを、その商店街の中だけじゃなくて、自治体の支援のことについても全国に事例をお伝えいただきたいし、応援していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(長谷川榮一君) お答え申し上げます。

先ほど大臣から御答弁ございましたように、商店街というのは、商いの機能にとどまらない様々な可能性と魅力を秘めたものでございます。そういう意味では、自治体が主導してお手伝いをしていけるもの、国がするものも共に重要だと思っております。

都内で、最近の例で申し上げますと、世田谷区とは別の区でございますけれども、図書館の分室を商店街内の空き店舗につくつたりして、やはり大変暮らし全体を潤いを高めると、こういったような事例もございまして、こういう例を全国的に発信をして、その幹事役を是非私どもが商店の皆さんと連携して支えたいと思っております。

従来、ハード設備、ハード施設の整備というものの支援手法としては着目されてまいりまして、自治体とも連携してまいりましたけれども、それが有効な地域も確かにございます。しかし、やはり人々が暮らすところに必ず商というものがござ

いますので、今お話があったような規模が小さいところではなかなかハードというのは身の丈に合わないメニューでございます。そういう意味で、今回はソフト事業ということで着目を、重点をそこに置かせていただいているというところでございますので、自治体とよく連携しまして取り組んでいきたいと思っております。

○丸川珠代君 ありがとうございます。

是非、商店街支援センターでそういうものがワンストップでサービスが受けられるようにということをお願いいたします。

私、今回のこま蔵蔵台団地のことで改めて、商店街あるいは商店、買物ができるといふのは、その地域のコミュニティの維持のもととベースの部分、もうライフラインに近いようなところでこの私たちの暮らしを支えているんだなということを実感をいたしました。

こうした町が住み続けられるということの支えに商店街があるわけでございますので、これはまちづくりという観点で、いま一度、買物ができるといふこと、御商売は自由ではありますがすけれども、是非考慮に取り入れていただけたらと思っております。

このこま蔵蔵台団地はバブル期には四千万ぐらいで住宅が売られていて、皆さんついの住みかという思いでこの地域を買われました。この武蔵台団地のチラシにはいまだに生涯過ごせる町ということ、スーパードのこと書かれていたんですね。すぐこの一キロほど西側にはやっぱり横手台団地というのがあります、ここのなというものはもっと高く、バブル期には九千七百万円ぐらいの住宅であった。それが今、皆さんここに住み続けられない、どうしようかと、どうやろうかということ、もう本当に思案をなさっているわけでございます。

私は、既に共同住宅団地においては国土交通省が、住み続けられる町にするために、その中に例えば高齢者支援のセンターであるとかデイケアセンターなんかをつくるということで話を進められ

ているのは承知しておるんですけれども、こういう共同住宅団地というのは、民間が分譲したものに關しては分譲したら終わりということの時が過ぎてきているようにも受け止めております。

今、是非こういうところに対して国土交通省も支援をしていただきたいという私は思いを持って、いるんですけれども、戸建て住宅団地においても、そういう住み続けられるための支援というのは何か今行われているのかどうか、国土交通省から教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(佐々木基君) お答えいたします。

今先生御指摘ありましたように、高度経済成長期に流入した人口の受皿となりました郊外住宅地につきまして、居住者の高齢化や建物の老朽化というのが課題になっているわけでございます。このようなところで、高齢者が大半の方が望まれているように住み慣れた地域で安心して在宅生活を享受していただく。そのためには、一つには住まいあるいは町のバリアフリー化というものが大事だと思っておりますし、また生活を支援するものもろのサービスが提供されるということが重要だろうというふうにも思っているわけでございます。

このため、いわゆる投資型減税を導入したりとか、あるいは各種の補助金でございますとか、あるいは住宅金融支援機構による融資の活用と、こういったことで住宅や住宅地のバリアフリー化について促進したいというふうにも考えておりますし、また、この度、高齢者の居住の安定確保に関する法律というものが改正いたしまして、福祉部局と連携いたしましてケア付き住宅を確保していきたいと、こういうことを推進していきたいと考えておるところでございます。

加えまして、本年度予算におきましては高齢者居住安定化モデル事業というのを創設いたしました。ケア付き住宅でございますとか高齢者の交流施設、こういったハード面の整備の取組に加えまして、例えば高齢者の見守りでございますとか、こういったいわゆるソフト面の生活支援サービス

提供につきましては、モデル的な取組に対して補助をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、地方公共団体あるいは社会福祉法人、NPO等、十分連携をして、高齢者が安心して暮らせるような、ハード、ソフトの両面から支援していきたいと考えておるところでございます。

○丸川珠代君 ありがとうございます。

恐らくは厚生労働省との連携ということもございまして、今後の課題としてまた伺いたいと思っております。

国土交通省は二百年住宅ということをお進めになつていらっしゃる。住宅の価値というのはもちろんそのものの価値でもありますが、その周辺の環境というものも含めての価値というのがございまして、野中の一軒家になったらもう住み続けられないということもあるわけでございます。是非、周辺環境も二百年住み続けられるということも含めてお考えをいただきたいと思っております。

最後になりますが、今、商店街支援センターのワンストップ支援ということで申し上げさせていたいただきましたが、省庁間の連携の中で是非新しい施策が出てきたら必ずその支援センターに情報を入れるというようなことを、仕組みをつくらせていただきたいと思いますし、また、これは、消費者庁が今度新しくできますけれども、消費者との顔が見えるコミュニケーションというのはまさにこれ商店街が一番その役割を担える点でございますので、消費者庁も連携の中に取り入れていただきたいと思っております。

これ、最後に一言お答えをいただけますでしょうか。

○政府参考人(数井寛君) 二点、御質問ございました。

まず、一点目のワンストップサービスでございます。

支援センターにつきましては、商店街施策に關しますいろいろな情報を集約して、これをワンス

トップで提供して利便性を図っていききたいというふうに考えております。具体的には、先般、商店街支援施策に關しまして、情報共有等を行うために関係府省の連絡会を発足させております。まずはこうした枠組みを活用いたしまして、商店街支援施策につきまして各府省の行っております情報を収集、体系的に整理させていただきたいというふうに思っております。

この情報を基にいたしまして、使いやすいデータベースを構築するとか、あるいは商店街支援センターのポータルサイトをつくらと、こういったところにおきまして情報を提供するとともに、各地におきます研修会、こういったところでも積極的にこちら側から発信をしていきたいというふうに考えております。

消費者庁との関係でございます。

商店街というものは単に物を売るあるいはサービスを提供するだけではなくて、消費者に対しての安心、安全の情報の提供、こういったのも一つ重要な役割ではないかというふうに思っております。消費者庁が行う消費者庁が設立され、消費者教育などの施策が実施される際には商店街に對しまして、こういった点での協力を促すなど連携を取りたいと思っておりますし、また商店街が地域住民に對しまして安心、安全を提供する取組を通じて商店街を活性化するというのも考えられますので、是非消費者庁とは連携を取っていききたいというふうに考えております。

このため、先ほど申し上げました関係の府省連絡会にも消費者庁に是非御参加いただき、具体的な連携方策を考えていきたいと、このように考えております。

以上です。

○丸川珠代君 是非よろしく願います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○風間昶君 公明党の風間でございます。先ほど鈴木委員の質問の中に、どんどんどんどん手を挙げてきたらどういふふうになるんですか

という質問に対して数井部長は、厳しくというか計画をきちんと精査させてもらうというお話をされていましたが、私はそれを聞いていて、おいおい、ちよい待てよと、いい方ばかり考えていたらっしゃるけれども、むしろこの中小商業活力向上事業で二十年度の補助事業は百二十二件あって、予算は消化率はたった四割しか使われていないわけですよ、四〇％しか。そういうことを反省しているのかというふうに私はまず言いたいわけです。

そして、なおかつ今回の法案について、補助率を二分の一から三分の二に引き上げるという話でありますけれども、予算もそれに従って三十億から一・五倍の四十二億円になっているわけでありますけれども、問題は商店街活性化していく実効性がどのように担保されるのかということが一番大事であって、先ほど来議論がありますように、商店街停滞あるいは衰退、歯止め掛かっている状況だからこそ、こういう法案を出してきているんだから、なおさらこの法案に関してだけじゃなくて、これまでの一連のその商店街に対する、要するに思い入れとか、それに対するものう少し、どうやったら本当に自分の店あるいは自分の知っている人の店が元気になるのかという、そういう実効性の確保に向けた取組をもっと使いやすいものに、ただ単に補助率を上げるだとか、あるいは保険料率下げるといふ話じゃないんだらうと私は思うわけですが、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○政府参考人(数井寛君) 答え申し上げます。まず御指摘の中小商業活力向上補助金につきましては、執行率が平成二十年度四一％と低い状況にとどまっておるわけでございます。この状況につきましては、昨年度、二十年度につきましても、この補助金の必ずしも広報が十分にできていなかったんではないかというふうに私も反省しております。

本二十一年度につきましては、この補助金そのものにつきましても当然ながらであります、ほかの商店街施策、なかんずくこの法案に向けての

いろいろと私どもが考えております考え、あるいは関係のソフト支援の今後の予定しております事業、こういったものをかなり幅広く広報、周知をさせていただいております。

この方法につきましても、従来のような例えば中小団体を通じてのみの広報ということではなくて、広く新聞媒体あるいは電波媒体、そのほか経済産業省あるいは中小企業庁のホームページ、さらに最近携帯電話をいたしました広報等を積極的に取り組んでおりまして、こういったことを含めまして、今年はかなり広報に力を入れているところでございます。

現在、二十一年度の足下を見ておりますと、四月から三か月間で約四五％という執行率にこれ要望も含めるとなっております、昨年度に比べるかならない出だしではないかというふうに考えております。

今後とも、商店街施策につきましては、末端まで細かく行き渡るように、特に広報等につきましては力を入れていきたいというふうに考えております。

○風間昶君 だから、具体的にどのように取組をしていくのかと。ただ単に広報だけじゃこれは進んでいかないうわけですよ。そういうことを聞いているわけけれども、十分な答弁が返ってきていないのが一つ。

もう一点、この法案の対象の方々は、先ほども議論ありますように、一万三千の全国の商店街のうち、たった振興組合二千四百、事業協同組合千というところで、三千四百、つまり四分の一のところに対して支援をする事業内容になっておりますけれども、問題は、あと残りは全部任意団体です。この法人格のない個人のお店あるいは任意団体に對しての支援を、次のステップでやるといふ考えかたがあるのか、あるいはもうこれはこの法案ではかなり捨てるといふのか、その辺のスタンスが私は見えないというふうに思っております。

○副大臣(高市早苗君) この法案による支援というのは、やはり長期間にわたって商店街全体で取り組んでいただくことであるということ、それからもう一つは、補助金、融資、税制などの措置を総動員して行うということから、商店街組織そのものの体制ですとか運営方法について一体性と継続性があるということを重視いたしました。ただ、今御指摘のとおり、全国で多くの商店街、任意団体という状況でございますので、平成二十年度から補助金に關しましては任意団体の商店街についても支援を実施をいたしております。

今後、この法律案で予定しておりますスキームを進めていく上で、全国商店街支援センターなどを通じて商店街の指導などを活用しまして、組合化を促進していくという方向性で考えております。ただ、今年度についてはそれも間に合わない場合もあるわけでございますので、組合化を図るうとしていくという要件を満たす任意団体であっても補正予算によって補助率を三分の二に引き上げて実施をいたします。

○風間昶君 その辺は、だから今答弁がございましたように、弾力的に前向きに進めていっていただきたいというふうに思います。

あと、先ほどエコポイントの制度の話が若干出ましたけれども、交換商品カタログを見ますと、自治体や商工会などが発行する地域クーポン券が対象になっておりますけど、これ商店街単位で発行するクーポンも対象に入れ込むようにしていったらいかかと思っておりますが、そこについてはどうでしょうか。

○政府参考人(近藤賢二君) 答えを申し上げます。エコポイントの交換商品につきましては、省エネ、環境配慮に優れた商品や全国で使える商品券、プリペイドカードで提供事業者が環境寄附を行うなど環境配慮型のもののほか、今先生御指摘の地域振興に資するものということで、地域産品とともに地域で使える商品券も対象としていただ

ろでございます。この地域商品券の提供事業者につきましても、商工会議所や商工会に限っておりません。商店街振興組合ももちろん対象になりますし、事業協同組合も対象になりますし、これらに類する法人格のない団体も対象としておるところでございます。したがって、すべての商店街が提供事業者となり得るということでございます。

既に六月一日から十一日までの第一次募集を実施した結果、二百七十一事業者、約二万品目に及ぶ商品が集まったところでございます。

地域商品券につきましても少しだけ実例を申し上げますと、全国各地の商店街など百九の事業者の方に御参加をいただきました。北海道を例に取りますと、室蘭の輪西商店街振興組合の輪西商店街金券など商店街発行の商品券、北海道だけを取りましても八つの商品券が含まれているところでございます。

また、昨日から交換商品の第二次募集を開始したところでございます。まさに明日から今月中旬までの間に全国すべてのブロックで交換商品の第二次募集についての説明会も実施をいたしまして、多くの方々、たくさんの方々の商店街の皆さんに御参加をいただきたいと考えているところでございます。

○風間昶君 次に、もう一つこの実効を担保していく上で大事な点は、私は地方の経産局の役割が極めてこれから大きくなるというふうに思っています。商店街支援全国センターだけでは絶対できる話じゃないので、そういう意味で、ずっと見ていきますと、各地方公共団体の首長さんがえらいエネルギーを持っているところは、まちづくりあるいは商店街の活性化のために積極的に取り組んでいるところが結果的には効果出ているということになつていくわけでありまして、なおかつ商店街というのはある意味ではお祭りや消防や文化のとかく発祥の重要な役割もあつて、それからある意味では地域の宝なんだろうというふうに思います。

そういう意味で、力のない任意団体の、先ほどの話じゃないですけども、商店街への自治体の後押しも必要になってくるというふうに思いますから、であるならばなおさら商店街の社会的な重要性にかんがみて、各地の経産局の役割あるいは経産局が自治体とどう連携するかということについて、ガイドラインを出すようなほどのことじゃない、むしろそれぞれの経産局の担当者の方々が本省と連絡を取り合ってやる話だけでも、どっちにしても具体的に問題提起をするあるいはアドバイスをする、ある意味では、アドバイザリー事業だとか何とかオン事業だとかあるけれども、むしろ各地の経産局の役割が大きいというふうに私は思うんですが、その点について明快な答弁をお願いしたい。

○副大臣(高市早苗君) 二階大臣が現場主義を徹底しておられるので、私の目に付く範囲でもかなり経産局の職員が商店街まで足を運んで、自分から足を運んで商店街の方々と議論をしながら一緒にいろんな知恵を絞って、どの政策メニューが一番合っているのかというような相談にも乗っているという例が増えてきていると感じております。

この法案が成立しましてスキームを実施していく中でも、今回これを国の認定としておりますけれども、国が認定する場合にも、商店街というのは地方公共団体においても非常に独自の商店街支援策を講じておられることが多いものですから、地方自治体ともよく御意見を伺って、地方からも御意見を伺って決めていく、都道府県及び市町村から御意見を伺って決めていくということになっておりますので、そこでもまた経産局の出番というものが出てくるんじゃないかなと思います。

○風間昶君 具体的にかなりきめ細かにやっていかないと本当に実が上がらないと私は思いますので、より一層の本省からのアドバイス、後押しをお願いしたいというふうに思います。

それから、先ほど、商店街における現状を政務

官がおっしゃっていた、魅力ある店舗が少ない、高齢化に伴う後継者難ということ、もう一つ参加意識が希薄になっていくという現状をお示しいただきましたけれども、やっぱり人の、人材の育成をどうするかということだと私は思うんです。まずはとにかく、今現在商店街を構成している人、つまり現役の担い手に対してどう人材育成を図るかということ、それから新しい人材として、新規にあそこ空き店舗を利用したいという、新規に入ってくる人。それから、今、所沢なんかでは、子供さんに、子供さんというか、中学、高校生の方に近所の商店やコンビニで二日間、土日、体験的にあきんどをやってもらおうという、これは教育委員会の話でありますけれども、そういう子供や孫の方々、商店街を構成している、の後継者の育成と。三つあるのではないかなというふうに思っています、ここでやはり経産省は、私は、商いをする、商いということとは飽きないんですよ、要するに退屈しないんです、そういう人をあきんどというわけですから、あきんど精神を喚起するというか、心を揺り動かす省としての対応とかスタンス、これを前面に押し出さないと人材育成はできないというふうに私は思うんです。

そういう意味で、その三種類、現役の担い手、それから新しく入ってくる人、それから商店街を構成している方のお子さんやお孫さんという、この三つ分けて考えると、共通して言えることはいろいろあると思うんですけれども、具体的な取組を伺いたいわけでありまして、それをやっているという時間がなくなりますから、それはもう是非やっていただきたいというふうに思います。

最後に、先ほど議論になりました商店街支援センターでありますけれども、三年前でしたか、全国商店連合会がアンケート調査をやった、商店街における大きな問題は何ですかと聞いたら、第一位は魅力ある店舗が少ないということが四〇%近くあったということで、商店街支援センターの役割としては、先ほど中小企業庁長官がお話しされていましたが、一つは個々のお店が魅力

ある店舗づくりにどう支援をしていくかということとを具体的に支援センターで、研修だけじゃなくて何か知恵を出せないのかなというのを、私、一つ聞きたいと思っています。

それからもう一つは、助成金五十億円と国庫補助金で二十億円、七十億円もつぎ込むわけでありまして、しかも助成金の五十億は十年間ですか、それから二十年度の補正の二十億は三年間取崩しになっていきますけれども、実際に多年度にまたがる基金の執行をどのようにきちっとチェックしていくのかということが私は本来の経産省の役割ではないかというふうに思います。実際にやっていくとして人たちが商工四団体で一生懸命やっていくわけですから、それを具体的にきちっと執行されているかどうかのチェックをどのように図るのかということこそ是非聞きたいと思っています。

○政府参考人(長谷川一君) 二点のお尋ねがございましたので、お答え申し上げます。

まず、魅力ある店舗づくり、これは大変重い課題でございます。個別の店舗は、基本はやはりそのオーナー、すなわち店主がいかにその空間を御自分の創意工夫でプロデュースをするかということであるわけでございます。やはりそのためには、単に考えるといってもこれは無理でございますので、一つは、そこをお使いになる周囲の住民の方々になるべくアンテナを伸ばしていろいろな御意見を伺う。もう一つは、いい例、悪い例を言わば知識としてたくさん供給できる、そしてそこにこの道のプロの方からいろいろな所見、知見あるいはそれを基にしたヒント、こういったようなことを伝達するというのが一番有効ではないかと。そして、役所の方は、その結果、店主が決断されました設備の導入あるいは運転資金、こういったものももちろんサポートすると、こういったような考え方を基本にしてはどうかというふうに思っております。

このセンターでございますけれども、今申し上げました最後の資金以外のところでございますけれども、現在、この分野で全国的に大変実績を上げられた方をまずは集めるということで、先ほどお話が出ました長野で御活躍された方をトップにしまして、現在その人員を収集といいますが、募っているところでございます。

それから、資金の管理でございますけれども、このセンターは四つの団体が出資をいたしまして管理をいたしますが、この四つの団体、いわゆる中小企業四団体でございますけれども、いずれも法律に基づきまして経済産業大臣あるいは都道府県知事が監督権限を持った団体でございますので、そういったような監督権限を、余り過剰ではありませんけれども、適切にきちんと行使をいたしまして、この公のお金がお金として、また、おかしく使われないようにということ担保していきたいと思っております。

○風間昶君 きちんとチェックをしていくということは、報告書が支援センターから上がってくるということが前提だと思っておりますけれども、そこがどうなっているのかということ、もう一つは、多年度にまたがる基金の執行について、もし未執行で予算が残ってしまうような場合は、私はきちっと国庫返納にすべきだと思っておりますけど、そこはきちっと考えていらっしゃるのかどうか伺って、終わりたいと思います。

○政府参考人(数井寛君) 御指摘のありました予算の執行についての報告は、毎年度必ず支援センターの方から関係の団体の方に報告するようになっておりますので、それを通じて、今長官から申し上げました私どもの監督権限のある団体の方にきちっと報告をさせて、そこで見ていきたいというふうに思っております。

それから、予算の未執行が仮にあった場合に、そのときの支援センターの状況等を見ましてその段階で考えたいと思いますが、もちろん国庫への納付というものも含めまして考えていきたいというふうに思っております。

○委員長(櫻井充君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、松村祥史君が委員を辞任され、その補欠として佐藤信秋君が選任されました。

○松下新平君 改革クラブの松下新平です。

改革クラブは賛成の立場から質問をさせていただきます。

本法律案は、三年前に改正まちづくり三法、そして改正中心市街地活性化法とは違う切り口で、地域の商店街そのものにスポットを当てて、頑張る商店街を支援する法案であります。この活用によって有効なプランを策定して、活性化につながる期待が寄せられている反面、この委員会でも出されたけれども、これまでの規制緩和によって進出した郊外の大型店によるダメージは今も深く、大きく、手遅れ感がある、このことも否めないという現場の声も上がっておりまして、この法案の実効性が期待されるところでもございます。

私は、この法案に当たりまして、地元の商工関係団体の皆さんのアンケート調査、そして聞き取り調査を行いましたので、この質問の中でそれを紹介しながら質問をさせていただきたいと思っております。

まず、そのアンケート、聞き取りの中ではないけれども厳しい状況がございまして、その中でちょっとまとまっているのを一つ紹介したいんですけれども、これは県庁所在地です。県庁所在地ですから、商店街の中でも条件としては比較的恵まれたところなんですけれども、このアンケートに協力していただいたのは、このまちづくり、商店街のいろいろな支援に対して深くかわった方なんですけれども、この方がこのように述べられていらっしゃいます。商店街の空洞化に対して、商店街自体にやる気がないという言い方もされております。しかし、この方はこう言われています。商店街活性化は商店街だけの問題ではないんだと、地域づくり、まちづくりの問題であり、都市づくり、

都市計画に起因しているんだと。地方経済は、高齢化社会を迎え、ライフスタイルの多様化により少子化が進んでおります。人口の減少により、経済のバイが縮小しており、地方百貨店は売上増加に乏しいでいます。商店街は地域の歴史、文化の中心にあり、商店経営者は地域のために労力を惜しまず都市の維持発展に尽力してこれてきた。商店の売上げが賃料となり、地権者が固定資産税を支払い、都市の維持発展に寄与してきた。自負もあるんだと。

中心市街地の商店街では空き店舗が増えている。これは地代の安い郊外へ公共事業も住宅も大挙も移転したためであって、商業機能が郊外に分散したためである。現状のままでは空き店舗が増加するの、賃料を下げて空き店舗を埋める地権者もいます、今のままでの高い家賃で空き店舗のまま放置している地権者もいます。市内、中心市街地のある商店街では、本来、テナントが支払うべき組合費、これを空き店舗の地権者に支払わせています。空き店舗が増えるイベントなど商店街活動が継続できなくなるので、罰金として組合費を地権者から集金していると。このような現状も紹介されていまして。

まず、この法案に当たりまして、この背景、そして商店街の現状の認識をお伺いしたいと思っております。重複いたしますけれども、これまで経済産業省が行ってこられたこれまでの商店街支援策についての効果と分析、そしてその反省を踏まえた、そしてその思いをこの法案にどう反映させたのかをまずお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(長谷川榮一君) お答え申し上げます。

従来、商店街の支援策というものにつきまして、大きく三つの手法があったと思っております。一つは、都道府県、主として都道府県でございまして、連携をしながら商店街の買物環境をハードの面から整備すると。アーケードであるとか、カラー舗装であるとか、それはそれぞれの商店街によりまして創意工夫があったわけござ

います。それから二つ目は、今お話がございましたところに関係すると思いますが、都市づくりの観点、そこに人が集まり、そして商を営み、車両の往来がございますので、そういう意味で都市づくりの観点を併せて考えた商業集積づくりというようなことがあったと思います。

そして、三つ目は資金面でございまして、とりわけ昨年の秋からマクロの経済環境大変厳しいという中で、商業も含めまして重点的に保証、融資、こういったことで対策を打ってきたわけでございます。

もちろん、最後の問題は、今の状況が大変判断を許しませんのでこのまま続けるということでございますけれども、いろいろ拝見いたしますと、やはり商というのは人の暮らしと密接不可分でございますので、必ずしも都市の集積がないところでも、人々が暮らす以上、商がそこ必要である

と。あるいは、ハード面等々につきましては、やはりかなりの費用負担あるいはメンテナンスの負担があるということも事実でございますので、その分の効果が期待できないところでは長続きしないといった問題も出てまいりました。

そこで、今回は、商に不可欠な、すなわちそこで暮らす人々のため、それから主人公となつて商業を営む方が商店街というものをもう一度自主的に、商店街ならではの役割を發揮できないかというところで、ソフト面に重点を置きまして、それ各地の特色を發揮しながら、住民の皆さんに喜ばれる、そういった事業を自らの発想でできるようにというところで支援策を企画をいたしまして、法案という形で御提案をしているところでござい

ます。○松下新平君 先ほど風間委員からお話がありましたけれども、実効性の確保、予算を計上した、法案を通しただけでなく、それがどのように実効性を確保しているかという観点からしっかり注視してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願

いしたいと思っております。

次に、これも重複しましたので御答弁は結構ですけれども、他省庁との連携についてなんです。先ほど八つの省庁との連携、連絡会議を開いてそれぞれの縦割りの弊害をなくすように、利用者の立場に立つて会議を開き、事業を進めているということがございましたけれども、私が先ほど地元の実情を例に御紹介しましたけれども、利用者の立場に立つのは当然ですけれども、その背景にある少子化の問題とかいろいろ地域のそれぞれ抱えている問題まで深く切り込んで考えていただきたいということをお願いしたいと思っております。

次に、商店街活性化事業についてお伺いしたいと思っております。

これも重複しますが、ちょっと違う切り口でお尋ねしたいと思っております。この本法案の対象を商店街振興組合等が行う事業に限定する理由についてお伺いしたいと思っております。お話を申し上げたとおり、個別の店舗や非組合形態の商店街は対象にならないわけですが、この形態であることこそ支援策を講じる必要があるという実態がございまして。もちろん自由市場経済の中でそれぞれが魅力ある店舗づくりに努めることは当然ですけれども、この委員会でもございまして、まさに商店街はライフラインの側面もあるし、地域の宝でもあります。そういった意味では、個別の店舗として非組合形態の商店街についても何らかの支援策を講じる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(長谷川榮一君) お答え申し上げます。

やはり商店街が望まれる役割を、それも継続的に責任を持って果たしていただくためには、個々の商店単位ではなくて、商店街としてしっかりとチームワークの下に事業をしていただく。したがって、それゆえに、国の税金を投入をして支援をし、短期的には商売から、点から見ると必ずしもプラスにならないかもしれないけれども、町の

役に立つ、暮らしの役に立つということが続けて
いただきたいと思います。

そこで、国の財政資金も入るわけですから、そ
れの執行、特に今回は、税、補助金、融資、そ
ういったものを、もちろん商店街の選択ではありま
すけれども、まとめて利用ができるという体制を
整えさせていただいておりますので、そういう意
味での執行についての監督という点からいって
も、やはり法人格を持つていただくという点が必
要であろうというのが二点目の理由でございます
て、組合形態というものを原則として想定して
おります。法律上ではそうしております。

ただし、現実的な問題としまして、今この時点
から直ちに任意団体はこの動きに対応できないと
いう決め付けのわけにはまいりませんので、先ほ
ど副大臣からも御答弁を申し上げましたように、
補正予算を活用させていただきまして、一方でこ
の法人格の取得、組合化を促進しながら、この助
成金を活用していただきたいというようなことで
御提案を申し上げていただいております。

○松下新平君 アンケートの実情をまた紹介した
いんですけれども、それに関しては、商店街活性
化事業計画の作成主体は商店街振興組合等となっ
ており、計画に対する認定を要件としていま
が、売上げ不振により体力の衰えた個別の店舗を
組合員とする商店街振興組合が具体性のある活性
化計画を立てることができると、また事業計画
の内容においても、空き店舗を活用したコミュニ
ティー施設の設置、集客イベント等の支援が、中
心市街地崩壊の危機にある現段階で果たして抜本
的な支援と言えるか、こういった疑問も投げかけ
られておりますので、これらについても今後の課
題として考えていただきたいというふうに思っ
ております。

次に、税制措置について伺いたいと思いま
す。
当委員会でも議論がされておりますけれども、
空き店舗対策、この空き店舗活用のための税制措
置についてメニューが示されておりますけれど

も、この効果予測。そして、私はこれではまだま
だ足りない、全国のこの空き店舗の状況を見ま
すとまだまだ足りない、更なる支援が必要と考え
ておりますけれども、それについての考えをお願
いしたいと思います。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。
商店街の活性化のために商店街の空き店舗、空
き地などの遊休資産、これを意欲を持った方の取
り組む事業に有効活用していただくということは
大変重要であるというふうに考えております。

このため、こういった資産の譲渡を促進し、商
店街活性化の取組に有効活用されるよう、土地な
どの資産所有者が計画の事業を行う商店街振興組
合等に対しては、資産を譲渡した場合に、一千五
百万円を上限に所得税又は法人税の特別控除を受
けられるように税制措置を講じているところでご
ざいます。

多くの商店街ではこういった空き店舗の問題が
深刻化している中、この法案に関連いたしました
この税制措置のほかに補助金によります支援策も
考えております。具体的には、空き店舗を活用し
たアンテナショップ、高齢者交流施設の設置、運
営などに対しては、補助金に充てられ、補助
率を二分の一から三分の二にかさ上げするという
ことを考えております。このほか、空き店舗を活
用いたしました商店街活性化計画を企画立案する
商店街に対しては、全国商店街支援センターが
研修事業あるいは専門家の派遣と、こういったソ
フト支援を通じて支援を行うことも考えてお
ります。

効果といたしまして幾つか全国で見えております
例を申し上げますと、例えば、空き店舗を活用し
たしましたいわゆるよろず屋的な店舗の設置、そ
こに高齢者の方の立ち寄りやすいような施設の併
設、あるいは子育て支援のための一時的なお子様
の預かり所、あるいはその空き店舗といいましょ
うか、空いた空き地を使いまして、商店街が別の
地域の物産、あるいはいわゆる農工商連携的な観
点ですけれども、産品を売るといったようなイベ

ントの開催とか、そういったものが見られますの
で、是非商店街の中で空いている場所の活用とい
うものを一つの大きな課題として私どもも支援し
ていきたいというふうに考えております。

○松下新平君 最後に、これも重複しますが、れ
ども、全国商店街支援センターについて伺いた
いと思っております。

この支援センターですけれども、この活用、
この活用を実効性の確保が懸かっているという期
待もあるわけですが、御答弁の中で、地方
の経済振興局との連携の話もございました。また、
専門家派遣、これが地域の商店街の大きなヒント
として事業として役割を担っていくというよう
な話もありましたけれども、最後に、総括的に具
体的な活用について伺いたいと思っております。

○政府参考人(数井寛君) 本法案の趣旨につきま
しては、繰り返しの御答弁になりますので簡単に
申し上げますと、ハードだけではなくてソフトの
支援を中心の一つ据えまして商店街ならではの取
組を支援したいと、こういうものでございます。
このため、御指摘のありました商店街支援セン
ターのいわゆるソフト的な役割、これは大変重要
なものであると私も思っております。

具体的な事業といたしましては、商店街の商店
主あるいは商店街リーダーを対象といたしました
人材育成、これが一点目。それから、長期にわた
りまして専門家を商店街の中に一体となった形
で派遣することによります専門人材の派遣、ある
いはいわゆるハンズオン支援といったものが二点
あります。先進事例の取組の御紹介、あるいは支
援に關します各種メニューの情報提供、こういう
ものが第三点目と、このように考えておりまし
て、こういった支援策の総合的なまとまりにより
まして、ソフト的な面での商店街の支援を強力に
進めていくという観点からこの地域商店街支援セ
ンターを設立したということでございます。

○松下新平君 ありがとうございます。
今日は七月七日、七夕であります。一万三千の
商店街、七夕祭りを開催されておるところもあ

りと思うんですけれども、その短冊には商店街の
活性化、商売繁盛という言葉が恐らく大きなろ
んな願いも込められていると思いますが、この法
案の成立を契機に、そういった皆さんの声にしっ
かり国としてもサポートできるように祈念いたし
まして、質問を終わりたいと思っております。

○委員長(櫻井充君) 他に御発言もないよう
から、質疑は終了したものと認めます。
これより討論に入ります。――別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じ
た事業活動の促進に関する法律案に賛成の方の挙
手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(櫻井充君) 全会一致と認めます。よっ
て、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべ
きものと決定いたしました。

この際、中谷智司君から発言を求められてお
りますので、これを許します。中谷智司君。

○中谷智司君 私は、ただいま可決されました商
店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事
業活動の促進に関する法律案に対し、民主党・新
緑風会・国民新・日本、自由民主党、公明党及び
改革クラブの各派並びに各派に属しない議員田中
直紀君の共同提案による附帯決議案を提出いたし
ます。

案文を朗読いたします。

商店街の活性化のための地域住民の需要
に応じた事業活動の促進に関する法律案
に対する附帯決議案

商店街は、単に地域住民が商品やサービスを
購入する場であるにとどまらず、地域住民等の
交流の場として地域の一体感や文化・産業等を
育むなど多様な機能を果たしてきており、今後
ともこうした機能が維持・拡大され続けること
が、地域の活性化にとって不可欠である。しか
しながら、商店街に対してこれまでまちづくり
三法を始めとする様々な支援措置が講じられて
きたにもかかわらず、商店街は停滞・衰退の度

を強め、その多くが危機的な状況にある。

このため、商店街にとって真に有効な活性化策が実現されるよう、政府は、本法を含めたこれまでの商店街活性化策の効果について十分に検証した上で不断の見直しを行い、商店街が抱える構造的な問題の解決に資するような総合的観点に立つて所要の対策を国の責務として講ずべきである。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(櫻井充君) ありがとうございます。

ただいま中谷智司君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(櫻井充君) 全会一致と認めます。よって、中谷智司君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、二階経済産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。二階経済産業大臣。

○国務大臣(二階俊博君) ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(櫻井充君) ありがとうございます。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻井充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(櫻井充君) 引き続き、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。二階経済

産業大臣。

○国務大臣(二階俊博君) クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

クラスター弾は、その不発弾などが一般市民に甚大な被害を与えてきたことから、規制の必要性について国際的な認識が高まり、平成二十年五月にクラスター弾に関する条約が採択されました。我が国としても、クラスター弾による一般市民の被害をなくすための国際協力を推進する見地から、平成二十年十二月にこの条約に署名するとともに、早期にその締約国となるべく、今通常国会に条約を提出し、承認をいただいたところであります。

この条約の対象となるクラスター弾等について、製造の禁止や所持の規制等の措置を、我が国においても適確に実施するべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、クラスター弾等の製造を禁止します。第二に、クラスター弾等の探知、除去のための技術開発など、条約で定められた目的で所持する場合を除き、クラスター弾等の所持を禁止します。また、クラスター弾等を所持しようとする者に、経済産業大臣の許可を受ける義務を課すとともに、許可を受けてクラスター弾等を所持している者が、その所持する根拠を失った場合、クラスター弾等を廃棄するなどの義務を課すこと等により、所持の規制を徹底いたします。

その他条約を適確に実施するため、罰則等の所要の規定を設けます。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(櫻井充君) ありがとうございます。以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

す。

○委員長(櫻井充君) 引き続き、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。二階経済産業大臣。

○国務大臣(二階俊博君) 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、本年二月、スイスとの貿易、投資を一層拡大すべく、欧州の国とは初となるスイスとの経済連携協定に署名しました。これにより、この協定の発効後十年のうちに、日本とスイスの往復貿易額の九割以上を占める物品について、関税を撤廃することとしております。

これまでに我が国が締結した経済連携協定においては、我が国から相手国に輸出する物品については、こうした関税面での特遇を受けるためには、経済産業大臣が指定した指定発給機関が、協定上の原産品であることを証明する原産地証明書を、輸出者に対して発給する必要があります。しかしながら、スイスとの経済連携協定においては、我が国の輸出者にとって利用しやすいものとなるよう、これまでの制度に加えて、国による認定を受けた輸出者が自ら作成した証明書を認めることもできることとしております。そのため、新たに必要となる手続を定め、この協定を確実に実施すべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。経済産業大臣による認定を受けた輸出者が、原産地証明書を自ら作成することができるよう制度を新たに設けます。このため、輸出者の認定に関して、認定の申請手続や認定基準の設定などの規定を整備します。あわせて、認定を受けた輸出者に対して書類の保存義務などを課すとともに、罰則などの規定も設けます。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

ります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(櫻井充君) ありがとうございます。以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

七月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、経済・金融危機の打開を目指すことに関する請願(第三二二六号)

一、中小業者への経営支援強化に関する請願(第三二二〇号)

一、コンビニ加盟店に対する不公平な取引を解決することに関する請願(第三二三三三号)

第三二二六号 平成二十一年六月二十三日受理 経済・金融危機の打開を目指すことに関する請願 請願者 大阪府中央区道修町三ノ三〇一〇

ノ三F 仁谷元 外三名 紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五四四号と同じである。

第三二二〇号 平成二十一年六月二十三日受理 中小業者への経営支援強化に関する請願 請願者 山形県長井市寺泉二、六七七

菅 野真由美 外七十九名 紹介議員 大門実紀史君

社会保障を口実に、消費税の増税が強行されようとしている。政府はその前段として、所得税の定率減税縮小・廃止などで更なる負担を国民に押し付けている。大企業が空前の利益を上げる一方、中小業者は改悪消費税法の中、原料高・製品安と仕事・顧客減少で苦難に直面し、国民の家計収入は減る一方である。消費税の負担と引換えに行ってきた大企業、大金持ちへの減税を元に戻し、

不公平な税制を正すべきである。

については、困難な状況を打開し営業と生活を守るため、次の事項について実現を図られたい。

一、中小業者向け官公需の発注を増やすなど、中小業者への経営支援を強化すること。

第三一三二号 平成二十一年六月二十三日受理
コンビニ加盟店に対する不公平な取引を解決することに關する請願

請願者 新潟市中央区新潟町通二ノ町二、
〇〇〇ノ一ノ二〇二 風間隆 外
百二十一名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第一九五一号と同じである。

七月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

一、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案
クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 クラスター弾等の製造の禁止(第三条)

第三章 クラスター弾等の所持等の規制(第四
条・第十五条)

第四章 雑則(第十六条・第二十条)

第五章 罰則(第二十一条・第二十七条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、クラスター弾に関する条約(以下「条約」という。)の適確な実施を確保するため、クラスター弾等の製造を禁止すると

もに、クラスター弾等の所持を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「クラスター弾等」とは、クラスター弾、子弾及び小型爆弾をいう。

2 この法律において「クラスター弾」とは、複数の子弾を内蔵し、当該複数の子弾を散布するように設計された砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬であつて、次に掲げるものの以外のものをいう。

一 地雷

二 専らミサイルその他の物体を空中において破壊するように設計されたもの

三十個未満の子弾(次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。)のみを内蔵するもの

イ それぞれの子弾の重量が四キログラムを超えるものであること。

ロ それぞれの子弾が殺傷又は破壊の対象となる単一の対象を感知し、かつ、その対象を殺傷し、又は破壊するように設計されているものであること。

ハ それぞれの子弾が主要な起爆装置のほか、に、それぞれの子弾自体を自動的に破壊するための電子式の装置を内蔵するものであること。

ニ それぞれの子弾が、爆発するために不可欠な電子式の部分品又は附属品の機能を自動的に失わせるための機能を有するものであること。

3 この法律において「子弾」とは、小型弾薬(地雷以外の弾薬であつて、人の殺傷又は物の破壊のために使用されるもののうち、その重量が二十キログラム未満のものをいう。次項において同じ。)のうち、専ら砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬に内蔵されるように設計され、かつ、当該砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬から散布された後に爆発するように設計されたもの(専ら前項各号に掲げるものに内蔵されるように設計されたものを除く。)をいう。

4 この法律において「小型爆弾」とは、小型弾薬のうち、専ら容器・複数の小型弾薬を収納し、当該複数の小型弾薬を散布するように設計されたものであつて、航空機に取り付けられるものに限る。)に収納されるように設計され、かつ、当該容器から散布された後に爆発するように設計されたもの(ロケット弾、ミサイルその他の散布された後に推力を得るための推進薬を使用するものを除く。)をいう。

第二章 クラスター弾等の製造の禁止

第三条 何人も、クラスター弾等を製造してはならない。

第三章 クラスター弾等の所持等の規制

(所持の禁止)

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、クラスター弾等を所持してはならない。

一 一次条第一項の許可を受けた者(以下「許可所持者」という。)が、同項の許可(第八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの)に係るクラスター弾等を所持するとき。

二 第十条第一項の輸入の承認を受けた者(以下「承認輸入者」という。)が、その輸入したクラスター弾等を許可所持者に譲り渡すまでの間所持するとき。

三 第十一条第一項の規定によりクラスター弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡さなければならぬ者が、廃棄し、輸出し、又は引き渡すまでの間所持するとき。

四 運搬を委託された者が、その委託に係るクラスター弾等を当該運搬のために所持するとき(この条の規定に違反してクラスター弾等を所持する者から運搬を委託された場合を除く。)

五 前各号に規定する者の従業者が、その職務上クラスター弾等を所持するとき。

第五条 クラスター弾等を所持しようとする者(所持の許可)

は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、前条第二号、第四号又は第五号に規定する者がそれぞれ同条第二号、第四号又は第五号に規定する所持をしようとする場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 所持しようとするクラスター弾等の型式及びその数量

三 所持の目的、期間及び方法

四 その他経済産業省令で定める事項(欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 第九条の規定により許可を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者

三 他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者で、その情状がクラスター弾等の所持をする者として不適当なもの

四 成年被後見人

五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの(所持の許可の基準)

第七条 経済産業大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 クラスター弾等が条約で認められた目的のために所持されることが確実であること。

二 その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
(変更の許可等)

第八条 許可所持者は、第五条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 許可所持者は、第五条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
3 前条の規定は、第一項の許可に準用する。
(所持の許可の取消し)

第九条 経済産業大臣は、許可所持者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 第六条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 不正の手段により第五条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。
- 三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- 四 第十二条第一項の規定により第五条第一項又は前条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

(輸入の承認及び制限)
第十条 クラスタ―弾等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 前項の輸入の承認は、許可所持者からその許可に係るクラスタ―弾等の輸入の委託を受けた者がその委託に係るクラスタ―弾等を輸入する場合又は許可所持者自らがその許可に係るクラスタ―弾等を輸入する場合であつて、条約の締約国である外国(以下「締約国」という。)から輸入する場合でなければ、これを行わないものとする。

(廃棄等)
第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する者がクラスタ―弾等を所持しているときは、その者は、遅滞なく、そのクラスタ―弾等(第一号に該当する場合にあっては、所持するものを要しなくなった部分に限る。)を廃棄し、締約国に輸出し、又は当該クラスタ―弾等について新たに許可所持者となつた者に引き渡さなければならない。

- 一 許可所持者が、その許可に係るクラスタ―弾等の全部又は一部について所持することを要しなくなったとき。
- 二 許可所持者が、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。
- 三 承認輸入者が、許可所持者に譲り渡すためにクラスタ―弾等の輸入をした場合において、その許可所持者がそのクラスタ―弾等を譲り受ける前に、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。

2 前項の規定によりクラスタ―弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡さなければならない者(以下「廃棄等義務者」という。)が、当該クラスタ―弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡したときは、経済産業省令で定めるところにより、廃棄し、輸出し、又は引き渡したクラスタ―弾等の型式及びその数量を経済産業大臣に届け出なければならない。

(許可の条件)
第十二条 第五条第一項又は第八条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、条約の適確な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
(承継)
第十三条 許可所持者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある

場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可所持者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可所持者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(所持の届出)

第十四条 許可所持者又は承認輸入者は、クラスタ―弾等を所持することとなつたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(帳簿)

第十五条 許可所持者は、帳簿を備え、その所持に係るクラスタ―弾等に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第四章 雑則

(報告徴収)

第十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 経済産業大臣は、国際連合事務総長から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、国際連合事務総長に対して説明を行うために必要な限度において、クラスタ―弾等を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告させることができる。

(立入検査)

第十七条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(自衛隊についての特例)

第十八条 自衛隊が行う条約で認められた目的のためのクラスタ―弾等の所持は、次条の規定により読み替えられた第五条第一項又は第八条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 第十六条第二項の規定は、前項の規定により所持の承認を受けたものとみなされたクラスタ―弾等に係る事項については、適用しない。
(国に対する適用)

第十九条 この法律の規定は、次条の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第二十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第二十一条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第二十二条 クラスタ―弾等をみだりに所持した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二十三条 前二条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項の規定に違反して第五条第二項第三号に掲げる事項を変更した者
- 二 第十一条第一項の規定に違反した者

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第二項又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

三 第十五条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者

四 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十二条の罪を犯し、又は第二十一条若しくは前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 第八条第二項又は第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の際クラスター弾等を所持している者は、この法律の施行の日から三十日を経過するまでの間（以下この条において「猶予期間」という。）に第五条第一項の許可の申請をしなかった場合にあっては猶予期間の経過後遅滞なく、猶予期間に申請した同項の許可を拒否された場合にあってはその処分後遅滞なく、その所持する当該クラスター弾等を廃棄し、締約国に輸出し、又は当該クラスター弾等について新たに許可所持者となった者に引き渡さなければならぬ。

2 この法律の施行の際クラスター弾等を所持している者は、次に掲げる期間は、第四条の規定にかかわらず、そのクラスター弾等を所持することができ、その者の従業者がその職務上所持する場合も、同様とする。

一 猶予期間
二 猶予期間にした第五条第一項の許可の申請についての処分があるまでの間
三 前項の規定により廃棄し、輸出し、又は引き渡すまでの間

3 第十一条第二項の規定は、この法律の施行の際クラスター弾等を所持する者がそのクラスター弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡した場合に準用する。

4 前三項の規定は、この法律の施行の際自衛隊が所持するクラスター弾等については、適用しない。

第三条 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
2 前条第三項において準用する第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（火薬類取締法の一部改正）
第五条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条ただし書中「規定する対地雷」の下に「及びクラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第一項に規定するクラスター弾等」を加える。
（武器等製造法の一部改正）

第六条 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「左」を「次」に改め、同項第二号中「含む」を「含み、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第一項に規定するクラスター弾等（次号において「クラスター弾等」という。）を除く」に改め、同項第三号中「且つ」を「かつ」に、「銃砲弾及び」を「銃砲弾」に改め、「規定する対地雷」の下に

「及びクラスター弾等」を加え、同項第六号中「もつぱら」を「専ら」に改める。

「第二章 特定原産地証明書の発給等（第三条―第七条）
第三章 指定発給機関（第八条―第二十五条）
第四章 特定原産地証明書の発給の決定の取消し等（第二十六条―第二十九条）
第五章 雑則（第三十条―第三十三条）」

目次
第二章 特定原産地証明書の発給等（第三条―第七条）
第三章 指定発給機関（第八条―第二十五条）
第四章 特定原産地証明書の発給の決定の取消し等（第二十六条―第二十九条）
第五章 雑則（第三十条―第三十三条）

第一種特定原産地証明書の発給等（第三条―第七条）
二 第二種特定原産地証明書の作成する者の認定等（第七条の二―第七条の十三）
指定発給機関（第八条―第二十五条）
第一種特定原産地証明書の発給の決定の取消し等（第二十六条―第二十九条）
雑則（第三十条―第三十三条の三）

本則（第一条及び第三十六条を除く。）中「特定原産地証明書」を「第一種特定原産地証明書」に改める。

第二条第一項中「として政令で定めるもの」を削り、同条第二項中（以下「締約国」という。）を（以下この項において「締約国」という。）又は経済連携協定の規定により当該締約国の関税法令（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関税に関する法律に相当する法令をいう。第三十一条において同じ。）が適用される当該締約国以外の外国（以下この項において「協定適用国」という。）に改め、「当該締約国」の下に「又は協定適用国（以下「締約国等」という。）を加え、同条第三項中「から締約国」を「から政令で定める経済連携協定の締約国等」に、「を当該締約国」を「を当該締約国等」に改め、「締約国との間の」を削り、

「及びクラスター弾等」を加え、同項第六号中「もつぱら」を「専ら」に改める。

「及びクラスター弾等」を加え、同項第六号中「もつぱら」を「専ら」に改める。

「第二章 特定原産地証明書の発給等（第三条―第七条）
第三章 指定発給機関（第八条―第二十五条）
第四章 特定原産地証明書の発給の決定の取消し等（第二十六条―第二十九条）
第五章 雑則（第三十条―第三十三条）」

第一種特定原産地証明書の発給等（第三条―第七条）
二 第二種特定原産地証明書の作成する者の認定等（第七条の二―第七条の十三）
指定発給機関（第八条―第二十五条）
第一種特定原産地証明書の発給の決定の取消し等（第二十六条―第二十九条）
雑則（第三十条―第三十三条の三）

本則（第一条及び第三十六条を除く。）中「特定原産地証明書」を「第一種特定原産地証明書」に改める。

第二条第一項中「として政令で定めるもの」を削り、同条第二項中（以下「締約国」という。）を（以下この項において「締約国」という。）又は経済連携協定の規定により当該締約国の関税法令（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関税に関する法律に相当する法令をいう。第三十一条において同じ。）が適用される当該締約国以外の外国（以下この項において「協定適用国」という。）に改め、「当該締約国」の下に「又は協定適用国（以下「締約国等」という。）を加え、同条第三項中「から締約国」を「から政令で定める経済連携協定の締約国等」に、「を当該締約国」を「を当該締約国等」に改め、「締約国との間の」を削り、

「及びクラスター弾等」を加え、同項第六号中「もつぱら」を「専ら」に改める。

並びに第三項」を、「発給申請書の様式、第三項」に改め、「提出の手続」の下に「及び第一種原産品誓約書の様式」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 発給申請者がその申請に係る物品（前条第三項の政令で定める経済連携協定のうち政令で定めるものの締約国等に輸出されるものに限る。）の生産者でない場合には、当該発給申請者は、第二項の規定による資料の提出に代えて、当該生産者その他経済産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面（以下「第一種原産品誓約書」という。）の交付を受け、これを経済産業大臣に提出することができる。

6 前項の第一種原産品誓約書には、同項の物品が特定原産品であることを誓約する旨及び次に掲げる事項が記載されていなければならない。

一 第一種原産品誓約書を交付する者の氏名又は名称及び住所

二 第一種原産品誓約書の交付年月日

三 物品の品名

四 その他経済産業省令で定める事項

同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 経済産業大臣は、前条第五項の規定により第一種原産品誓約書の提出を受けたときは、当該第一種原産品誓約書を発給申請者に交付した者（以下「第一種原産品誓約書交付者」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、前条第五項の規定により提出された第一種原産品誓約書について審査を行い、第一種特定原産地証明書を発給したときは、当該第一種特定原産地証明書の発給後速やかに、当該第一種原産品誓約書交付者に対し、その旨及びその年月日を通知するとともに、当該第一種原産品誓約書交付者が当該発給に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

ばならない。

第五条の見出しを（「発給申請書等の保存」）に改め、同条中「申請書及び資料」を「発給申請書及び第一種原産品誓約書並びに資料」に改める。

第六条第一項第二号中「申請書」を「発給申請書」に、「又は資料の内容」を「資料の内容又は第一種原産品誓約書の記載」に改める。

第七条に次の一項を加える。

2 第一種原産品誓約書交付者は、第一種特定原産地証明書の発給の用に供された第一種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第一種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

ただし、当該交付の日から当該第一種原産品誓約書に係る第一種特定原産地証明書の発給がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第四条第五項の規定による当該第一種特定原産地証明書を発給した旨の通知を受けなかったときは、この限りでない。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 第二種特定原産地証明書の作成する者の認定等

（認定）

第七条の二 第二条第四項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品について、その輸出をしようとする者は、当該経済連携協定ごとに、経済産業大臣の認定を受けて、第二種特定原産地証明書の作成をすることができ

る。

2 前項の認定を受けようとする者（第七条の四第一項及び第三十六条第四号において「認定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（次項及び同号において「認定申請書」という。）に、第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類その他の経済産業省令で定める書類を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地

三 認定の申請に係る経済連携協定の名称

四 前項の物品の品名

五 その他経済産業省令で定める事項

3 前二項に定めるもののほか、第一項の認定の申請の手続及び認定申請書の様式に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（欠格条項）

第七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第七条の十三第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（認定の基準等）

第七条の四 経済産業大臣は、認定申請者が第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力を有するものとして、第二条第四項の政令で定める経済連携協定ごとに経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

2 経済産業大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、認定を受けた者（以下「認定輸出者」という。）に対し、当該認定に係る経済連携協定ごとの認定番号を経済産業省令で定める方法により通知するとともに、当該認定輸出者が当該認定に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の認定の手続に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（認定の更新）

第七条の五 第七条の二第一項の認定は、経済産業省令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第七条の二第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

（変更の届出）

第七条の六 認定輸出者は、第七条の二第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（帳簿の記載）

第七条の七 認定輸出者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二種特定原産地証明書の作成に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（第二種原産品誓約書の交付を受けた認定輸出者による通知等）

第七条の八 認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成に係る物品の生産者でない場合において、当該生産者その他経済産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面（以下「第二種原産品誓約書」という。）の交付を受けて第二種特定原産地証明書の作成したときは、当該第二種特定原産地証明書の作成後速やかに、当該第二種原産品誓約書を当該認定輸出者に交付した者（以下「第二種原産品誓約書交付者」という。）に対し、その旨及びその年月日を通知しなければならない。

2 認定輸出者は、第二種原産品誓約書の交付を受けて作成した第二種特定原産地証明書を当該証明書の用に供しないこととしたときは、当該第二種原産品誓約書交付者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 第二種原産品誓約書の作成に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（特定原産品でなかつたこと等の通知等）

第七条の九 認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知ったときは、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号若しくは第三号に掲げるものであって経済産業省令で定める軽微なものであるとき、又は当該第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

一 当該第二種特定原産地証明書が作成された物品が特定原産品でなかったこと。
二 前号に掲げるもののほか、当該第二種特定原産地証明書の記載に誤りがあったこと。
三 当該第二種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと。

2 経済産業大臣は、前項の通知（同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。）を受けたときは、当該第二種特定原産地証明書が作成された物品の仕向国の権限ある当局に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。
（書類の保存）
第七条の十 認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

2 第二種原産品誓約書交付者は、第二種特定原産地証明書の作成の用に供された第二種原産品誓約書に係る物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第二種原産品誓約書に係る第二種特定原産地証明書の作成がされるために通常必要と認められる期間を経過する日

までの間に第七条の八第一項の規定による当該第二種特定原産地証明書を作成した旨の通知を受けなかったとき、又は同条第二項の通知を受けたときは、この限りでない。
（認定輸出者に対する命令）
第七条の十一 経済産業大臣は、その認定に係る経済連携協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し必要な命令をすることができ

る。
（認定輸出者に対する立入検査等）
第七条の十二 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定輸出者の事務所立ち入り、実地にその第二種特定原産地証明書の作成に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（認定の取消）
第七条の十三 経済産業大臣は、認定輸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第七条の三第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。
二 第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合しなくなったとき。
三 第七条の六又は第七条の七の規定に違反したとき。
四 第七条の八第一項又は第二項の規定に違反して、第二種原産品誓約書交付者に対し、通知しなかったとき。

五 第七条の九第一項の規定に違反して、経済産業大臣に対し、通知しなかったとき。
六 第七条の十一の規定による命令に違反したとき。
七 不正の手段により第七条の二第一項の認定（第七条の五第一項の認定の更新を含む。）を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
2 経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

第八條第三項中「前章」を「第二章」に改め、「同条第二項」の下に「及び第五項」を加え、「から第三項まで及び」を「から第五項まで並びに」に改める。
第九條中「という」は、「の下に」に「第二條第三項の政令で定める」を加える。
第十六條第一項中「第二十六條第五項」を「第二十六條第六項」に改める。

第二十一條第二号中「第二十六條第四項」を「第二十六條第五項」に改め、同条第六号中「指定」を「第八條第一項の指定（第十二條第一項の指定の更新を含む）」に改める。
第二十六條の見出しを「（証明書受給者等の報告等）」に改め、同条第一項中「第七條」を「第七條第一項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、第三條第五項の規定により第一種原産品誓約書の提出を受けて第一種特定原産地証明書を発給したときは、次に掲げる事実について確認するため必要な限度において、第四條第五項の規定による第一種特定原産地証明書を発給した旨の通知を受けた第一種原産品誓約書交付者（以下「特定第一種原産品誓約書交付者」という。）に対して必要な報告を求め、又はその職員をして特定第一種原産品誓約書交付者について、当該特定第一種原産品誓約書交付者の同意を得て、実地にその設備若しくは第七條第二項に規定する書類その他の物件を検査させることができる。

一 当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと。
二 前号に掲げるもののほか、当該第一種原産品誓約書の記載に誤りがあったこと。
第二十七條第二項中「又は特定証明資料提出者」を「特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者」に改め、「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に改める。
第三十條の見出し中「締約国」を「締約国等」に改め、同条第一項中「締約国」を「締約国等」に改め、「特定証明資料提出者」の下に「特定第一種原産品誓約書交付者」を加え、同条第二項中「締約国」を「締約国等」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 経済産業大臣は、締約国等に第二種特定原産地証明書が作成された物品が輸出された場合において、当該締約国等の権限ある当局から当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合には、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、当該求めに応じて提供しようとする情報に認定輸出者、第二種原産品誓約書交付者その他の関係者に関する情報が含まれている場合において、当該情報を当該締約国等の権限ある当局に提供することについてその者の同意がない場合は、この限りでない。

4 経済産業大臣は、締約国等の権限ある当局か

ら前項の情報の提供を求められた場合には、当該求めに応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、第二種原産品誓約書交付者に対し、期限を付けて、必要な報告を求め、又はその職員をして第二種原産品誓約書交付者について、当該第二種原産品誓約書交付者の同意を得て、実地にその設備若しくは第七条の十第二項に規定する書類その他の物件を検査させることができる。

第三十一条中「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関税に関する法律に相当する法令」を「関税法令」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

3 第七条の五第一項の認定の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第三十三条第二項中「発給」の下に「又は第二種特定原産地証明書の作成」を加え、第五章中同条の次に次の二条を加える。

（権限の委任）

第三十三条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

（経過措置）

第三十三条の三 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十四条中「第二十六条第五項」を「第二十六条第六項」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条の二 第二種特定原産地証明書に虚偽の記載をした認定輸出者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成をするに当たり、当該認定輸出者に対して交付

した第二種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第二種原産品誓約書交付者も、前項と同様とする。
第三十六条を次のように改める。
第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 経済産業大臣又は指定発給機関に対し、第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり虚偽の発給申請書又は虚偽の資料を提出した発給申請者

二 経済産業大臣又は指定発給機関に対し、虚偽の資料（第三条第三項の規定により提出されたものに限る。）を提出した証明資料提出者
三 発給申請者が第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり、経済産業大臣又は指定発給機関に対して提出された第一種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第一種原産品誓約書交付者

四 経済産業大臣に対し、第七条の二第一項の認定（第七条の五第一項の認定の更新を含む。）を受けるに当たり虚偽の認定申請書又は虚偽の書類を提出した認定申請者

第三十七条に次の一項を加える。

2 認定輸出者が、第二種特定原産地証明書を作成した日以後第七条の九第一項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第二種特定原産地証明書を作成した物品が特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときも、前項と同様とする。

第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十七条の二 第七条の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置の政令への委任）

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）
第三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一百七号の次に次のように加える。

別表第一第一百七号の次に次のように加える。		
百十七の二 第二種特定原産地証明書の作成に係る認定輸出者の認定	認定件数	一件につき九
	万円	万円

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四十三号）第七条の二第一項（認定）の認定輸出者の認定（更新の認定を除く。）

平成二十一年七月十六日印刷

平成二十一年七月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P